令和八年十月一日

令和八年第四回岐阜県議会定例会会議録

第　三　号

議事日程（第三号）

令和八年十月一日（木）午前十時開議

第一　議第八十六号から議第百十二号まで
第二　請願第四十四号から請願第四十七号まで
第三　一般質問

本日の会議に付した事件

一　日程第一　議第八十六号から議第百十二号まで
一　日程第二　請願第四十四号から請願第四十七号まで
一　日程第三　一般質問

出席議員

四十四人

一番	木村千秋君	
二番	辻井俊貴君	
三番	判治康信君	
五番	平野恭子君	
六番	長谷川泰幸君	
七番	和田直也君	
八番	今井瑠々君	
九番	牧田秀憲君	
十番	黒田芳弘君	
十一番	森治久君	
十二番	中川裕子君	
十三番	伊藤英生君	
十四番	澄川寿之君	
十五番	山内房壽君	

十六番　森　益基君
十七番　小川　祐輝君
十八番　平野　祐也君
十九番　所　竜也君
二十番　今井　政嘉君
二十一番　藤本　恵司君
二十二番　安井　忠幸君
二十三番　恩田　佳幸君
二十四番　広瀬　修薫君
二十六番　酒向　薫君
二十七番　水野　吉近君
二十八番　布俣　正也君
二十九番　国枝　慎太郎君
三十番　長屋　光征君
三十一番　高殿　尚君
三十二番　田中　勝士君
三十三番　松岡　正人君
三十五番　水野　正敏君

三十六番　野島征夫君
三十七番　渡辺嘉山君
三十八番　伊藤正博君
三十九番　川上哲也君
四十番　伊藤秀光君
四十一番　平岩正光君
四十三番　佐藤武彦君
四十四番　森正弘君
四十五番　村下貴夫君
四十六番　尾藤義昭君
四十七番　岩井豊太郎君
四十八番　猫田孝君

欠席議員　一人

三十四番　小原尚君

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	梅本雅史
議事調査課長	此島祐司
議事調査課管理調整監	大平洋右
同　課長補佐	佐藤由子
同　係長	遠藤俊輔
同　係長	加藤純一
同　主査	堀部貴子

説明のため出席した者の職氏名

知事	江崎禎英君
副知事	足立葉子君

副知事	国枝玄君
会計管理者	工藤由理香君
理事（まちづくり担当）	野崎眞司君
知事公室長	松本順志君
総務部長	平野孝之君
総合企画部長	兼松伸和君
総合企画部未来創成局長	保科実君
危機管理部長	海蔵敏晃君
環境エネルギー生活部長	田口博史君
健康福祉部長	中西浩之君
子ども・女性部長	桑田善晴君
商工労働部長	小島光則君
観光文化スポーツ部長	渡辺幸司君
農政部長	堀智考君
林政部長	長谷川雅樹君
県土整備部長	藤井忠直君
都市建築部長	飯島竜二君
都市建築部リニア未来都市局長	戸田克稔君

教育長　堀　貴雄君
警察本部長　山口寛峰君
代表監査委員　鈴木祥一君
人事委員会事務局長　大野陽一君
労働委員会事務局長　廣瀬雅史君

十月一日午前十時開議

○議長（松岡正人君）　ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（松岡正人君）　日程第一及び日程第二を一括して議題といたします。

○議長（松岡正人君）　日程第三　一般質問を行います。あわせて議案に対する質疑を行います。

発言の通告がありますので、順次発言を許します。十四番　澄川寿之君。

〔十四番　澄川寿之君登壇〕（拍手）

○十四番（澄川寿之君）　皆様、おはようございます。

議長より発言のお許しをいただきましたので、岐阜県議会公明党の代表質問を行わせていただきます。

初めに、令和八年熊本地震をはじめ、全国各地で発生した地震や台風、豪雨などの災害によりお亡くなりになられた皆様の御冥福をお祈りいたしますとともに、被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

また、大変な緊張感と苛酷な環境が続く被災地において、最前線で懸命な救援活動や復旧支援に当たっていただいています本県職員の皆様をはじめ県内自治体職員の方々、関係者の皆様の献身的な御努力に対し、深く敬意と感謝を表しますとともに、被災地の一日も早い復旧・復興を心よりお祈り申し上げます。

災害は、いつ、どこで発生するか分かりません。私たちは、これら他県での大規模災害の教訓や経験を、決して対岸の火事とすることなく、本県独自の防災・減災対策のさらなる強化へと着実に生かしていく必要があります。そこで、我が岐阜県における安心・安全な地域づくりに向け、今夏の地震・風水害を踏まえた本県の防災対策について、二点お伺いさせていただきます。

初めに、「耳で聴くハザードマップ」の導入についてお伺いをいたします。

冒頭に申し上げましたとおり、近年、全国各地で激甚化、頻発化する豪雨災害や台風など、いつ大規模な自然災害が発生してもおかしくない状況にあります。災害時において、県民の皆様が命を守る行動を的確に取っていただくためには、迅速かつ正確な避難情報をいち早く届けることが必須の条件であります。特に、事前の備えや比較的予測が可能とされる風水害対策においては、詳細な天気予報や地域の河川状況など、命に直結す

るリアルタイムの情報を確実に届けることが何よりも重要です。

しかしながら、現在の本県における防災情報の伝達手段は、Ｌアラートによる配信やスマートフォンを通じた地図、避難情報の提供など、視覚に頼る文字や画像情報が中心となっております。これでは、情報を読み取ることが困難な方々への配慮が十分とは言えません。

そこで私は、情報保障の観点、そして誰一人取り残さない防災・減災対策の推進という観点から、音声で防災情報を伝える事業を導入する意義は極めて大きいと考え、令和七年第一回定例会において本事業の導入を取り上げさせていただきました。当時の県当局の答弁では、先行して導入している他県での事業効果を調査するとのことでした。

ここで改めて、耳で聴くハザードマップについて紹介させていただきます。

これは、スマートフォンの音声読み上げアプリなどを活用し、ＧＰＳによる現在地や周辺の浸水リスク、最寄りの避難場所へのルートといった防災情報を、視覚に頼らず音声で確認できる先進的なシステムです。視覚に障がいがある方や、小さな文字が見えにくい高齢者だけでなく、緊迫した避難のさなかで画面を注視できない状況下にあっても、耳から安全かつ的確に情報を得ることができる極めて有効なツールです。

私は先月、実際に同事業を導入した茨城県へ伺い、その具体的な事業内容について調査をしてまいりました。茨城県では、視覚障がい者への対応にとどまらず、在住外国人の方々への対応として、英語や中国語、ベトナム語といった多言語対応によるサービスを展開しているというお話を伺いました。

在住外国人の方への情報伝達手段の確保も大切な課題であります。岐阜県外国人材活躍・多文化共生推進基本方針の中でも、防災は取り上げられているポイントです。こうした多文化共生の課題解決と、視覚障がい者

や高齢者の安全確保という二つの側面を同時に満たす耳で聴くハザードマップ事業の導入は、本県にとって価値があるのではないかと思います。

そこで、危機管理部長にお尋ねをいたします。視覚障がい者の方や在住外国人の方への情報伝達手段として、耳で聴くハザードマップ事業の導入を検討すべきと考えますが、お考えをお聞かせください。

続きまして、災害対応車両登録制度の周知と登録促進についてお伺いをいたします。

避難所における食、睡眠、衛生の環境改善は、避難者の健康維持や災害関連死を防ぐための最優先課題であります。八月に開催された岐阜県防災シンポジウムにおいても、江崎知事から災害関連死だけはゼロにしたいという趣旨の発言をお伺いいたしましたが、全く同じ気持ちであります。

近年の能登半島地震や、先般発生した令和八年熊本地震においても、断水やインフラの途絶により、避難所運営は極めて大きな課題に直面をいたしました。とりわけ、水道被害が深刻化をする中、衛生的なトイレの確保や温かい食事の提供、入浴環境の整備といった二次災害を防ぐための健康維持、衛生対策の重要性が改めて浮き彫りとなっています。

本県においても、こうした教訓を踏まえ、移動式多目的トイレ、トイレトラックが配備をされました。全国のネットワークに加盟し、能登半島地震の被災地派遣でも力を発揮したところでありますが、このように高額で特殊な機材を一つの自治体だけで網羅的に備えることは、財政的、広域的な限界があります。だからこそ、全国の自治体や民間企業が持つ多様な車両、有事の際に相互に融通し合う仕組みの構築が極めて重要となります。

こうした観点から、内閣府は、過去の震災対応の教訓を基に、キッチンカーやトイレカーなどの情報を平時

からデータベース化して、迅速な配車を可能とする災害対応車両登録制度の運用をスタートさせたところです。本制度により、万が一、本県が被災した場合には、県内市町村のニーズに応じて全国の登録車両を迅速に要請できる体制が整えられています。

また、知事も常々発信されておりますとおり、我が岐阜県は日本の真ん中という地政学的な強みを有しており、広域視点の重要な拠点、言わば盾としての役割も期待されています。そうであるならば、有事の際に被災地に駆けつけられる体制を整えるため、県内に対応車両を保有する民間企業や法人団体に対し、本制度の登録を広く周知、促していくことが本県の果たすべき役割ではないでしょうか。

さらに、民間事業者に平時からの登録を促すためには、登録車両へのインセンティブの導入についても踏み込んだ検討が必要です。本事業を主導する内閣府の有識者検討会などにおいても、例えばキッチンカー等の場合、災害支援を円滑に行うためには、平時における事業規模の確保が不可欠であり、そのための営業拠点の確保が課題であるとの意見が出されています。

これを受け、国としては、登録された災害対応車両が行政庁舎や公園、道路施設、運動施設といった公共主体が所有する施設に平時から優先的に入構し、事業活動（移動販売等）を行えるようなインセンティブの導入を地方自治体へ働きかけていく方針を示しています。この仕組みは、平時には地域のにぎわいの創出や利便性向上に寄与し、有事にはそのまま即戦力の防災資源へと切り替わる、非常に合理的かつ実効性の高い施策であり、本県においても導入に向けた検討を進める価値が十分にあると考えます。

そこで、危機管理部長にお尋ねをいたします。本県として、災害対応車両登録制度の周知と登録促進を図るべきと考えますが、お考えをお聞かせください。

以上で、一回目の質問を終わります。

○議長（松岡正人君）　危機管理部長　海蔵敏晃君。

〔危機管理部長　海蔵敏晃君登壇〕

○危機管理部長（海蔵敏晃君）　今夏の地震、風水害を踏まえた本県の防災対策について、二点御質問をいただきました。

初めに、耳で聴くハザードマップの導入についてお答えいたします。

災害時に障がい者や外国人などの情報弱者に対する格差を減らすことは、要配慮者支援や多文化共生の観点からも重要であります。このため、耳で聴くハザードマップについて、先行導入している全国二十都道県を対象にヒアリング調査を実施したところ、調査を実施した都道県からは、視覚障がいのある方に対する有効なツールであるとの意見もあった一方、利用対象が限定されるため、費用対効果の課題を指摘する意見もありました。

本県での導入につきましては、今後、視覚障がいのある方など利用が見込まれる方々に実際にサービスを体験していただき、御意見を伺いながら有効性を確認してまいります。また、旅行者を含む外国人に対しては、多言語に対応することによる有用性や費用対効果の向上などの面から検討も必要です。その上で、議員御指摘の耳で聴くハザードマップの導入については、総合的な要配慮者に対する支援施策の中で、優先順位も踏まえて検討を行ってまいります。

続いて、災害対応車両登録制度の周知と登録促進についてお答えいたします。

災害対応車両登録制度は、トイレカーやキッチンカーなど災害時に活用できる車両を事前に登録し、データ

ベース化することにより、迅速に被災地へ派遣される仕組みです。八月末時点で、全国で官民合わせ七千七百台の車両が登録されており、そのうち四百七十七台が岐阜県内へ派遣可能とされておりますが、災害発生時のより迅速な対応に向けて、県内事業者による登録も有効であります。このため、より多くの車両を登録していただけるよう、現在行っている県ホームページや市町村への通知による周知に加え、車両登録へのインセンティブの方法についても、他県の事例を調査するなど検討を行ってまいります。

また、県内の自治体の保有する車両については、昨年度、六市町がトイレカーを計八台導入しております。自治体が災害対応車両を導入する場合は、内閣府の交付金が活用可能であり、今後は市町村に対し、その導入と本制度への登録を促進してまいります。

○議長（松岡正人君）　十四番　澄川寿之君。

〔十四番　澄川寿之君登壇〕

○十四番（澄川寿之君）　御答弁ありがとうございました。

続きまして、経済対策について二点お伺いをいたします。

一点目に、今後の観光戦略と、現在策定が進められています岐阜県観光振興指針の策定方針についてお伺いをいたします。

この夏、岐阜県庁舎には本当に多くの観光客の皆様がお越しになっています。その大きな原動力となっているのが、ＴＢＳの人気ドラマ「ＶＩＶＡＮＴ」のロケ地に本県が選ばれたことです。このメディア露出による効果は絶大であり、ロケ地となった岐阜県庁をはじめ、岐阜市、恵那市、多治見市など県内各地の関連スポットには連日多くのファンや観光客が足を運んでおり、大変なにぎわいを見せています。

私自身の下にも県外に住む友人や知人から、ドラマで岐阜県庁を見たよ、今度岐阜に遊びに行ってみたいといった声が寄せられており、今回のロケ地誘致が岐阜県庁の存在感、ひいては岐阜県全体の魅力を全国に広く認知していただくための極めて大きな契機になったと肌で感じているところでございます。この点については、知事も先日の記者会見の中で、その手応えと効果について言及されていたとおりであります。

一方で、これほど大きな注目を集めている今だからこそ、一歩進んだ観光施策の視点が求められます。単にロケ地を見に来て満足して帰るという一過性のブームで終わらせるのではなく、御来県いただいた方々に県内各地を広く周遊していただき、食事やお土産の購入、宿泊といった県内での消費活動を活発に行っていただくことが重要です。これこそが真の地域経済の活性化へつながる鍵であると考えます。

そのためには、県と各市町村の緊密な連携が不可欠です。例えば、岐阜県庁は岐阜市内に位置しておりますが、県庁の持つ発信力や集客力と、岐阜市が持つ独自の観光資源や取組をこれまで以上に融合させることで、大きな相乗効果が生まれるはずです。さらに、岐阜市周辺の自治体や他のロケ地との連動性を高め、点の観光から面の観光へと広げていくことで、県内全体での滞在時間を延ばし、観光消費額の拡大を図っていくべきではないでしょうか。

また、私の地元岐阜市におきましても、伝統的な観光資源に新たな息吹を吹き込むべく、様々な挑戦を続けております。具体的には、岐阜城楽市の魅力向上や伝統ある長良川鵜飼いの時期に合わせた長良川夜市の開催など、特にこれからの時代を担う若年層やファミリー層の心に届くような、先進的で工夫を凝らした取組を展開しているところです。こうしたまちの魅力化を推進することは、若い世代が岐阜に対しておしゃれで魅力的なまちだ、また訪れたいという好意的な印象を抱くための非常に重要なポイントになるものと確信をしており

ます。

そうした中、本県では、これからの観光立県・岐阜の道しるべとなる新たな岐阜県観光振興指針の策定に向けて、岐阜県観光戦略会議を設置し、活発な議論を進められていると伺っております。公表されているスケジュールを拝見しますと、今議会にもその骨子案が示され、今年度内には正式に策定される予定とのことであり、その内容には多大な期待が寄せられております。

そこで、知事にお伺いをいたします。この絶好のチャンスを生かし、本県の観光をどのように発展させていくのか、観光戦略に対する知事の思いと新たに設置された岐阜県観光戦略会議の狙い、岐阜県観光振興指針の策定方針についてお考えをお聞かせください。

続きまして、中小・小規模事業者パワーアップ応援補助金についてお伺いいたします。

原油価格や原材料費、エネルギーコストの長期化する高騰、さらには慢性的で深刻な人手不足など、県内の事業者は依然として極めて厳しい経営環境に直面をしています。こうした状況下において、持続的な賃上げや稼ぐ力の強化に向けた積極的な投資をいかに後押ししていくかは、本県経済の活力維持に向けた最重要課題の一つであります。

私は、令和六年第四回定例会において、当時の小規模事業者パワーアップ応援補助金の効果について質問をさせていただきました。当時は、厳しい状況下でも前を向き、売上拡大や業態転換に挑戦しようとする小規模事業者の生の声を取り上げ、行政による寄り添った財政的支援の重要性を訴えたところであります。

県当局におかれましては、こうした議会からの提案や現場の声を真摯に受け止め、着実に対応を進めていただきました。その後、令和七年度には予算枠が五億円と拡大され、さらに今年度、令和八年度には、対象を小

規模事業者だけでなく中小企業にまで拡大し、予算総額も十億円へと大幅に増額されました。県の推進する働いてもらい方改革や新たな働く環境づくりへの取組を含め、時宜にかなった力強い支援策が講じられたことについては、事業者の挑戦を促す大きな呼び水になっているものと大変高く評価し、大きな期待を寄せているところであります。

しかしながら、支援の枠組みや予算が拡大した一方で、現場の事業者における需要はそれ以上に急速な高まりを見せております。知事の令和八年第三回定例会での答弁によりますと、本補助金の申請額は予算総額の約二倍とのことでありました。予算が十億円規模まで拡充されたにもかかわらず、申請額がその二倍程度ということであれば、裏を返せば、多くの事業者がそれだけ切実に、そして意欲的に稼ぐ力の強化や職場環境の改善に向けた設備投資を求めているという証左にほかなりません。

しかし、この現状を鑑みますと、現在の予算枠内では、恐らく採択率が五〇％、あるいは下回るような極めて厳しい競争状況になっているのではないかと推察いたします。せっかく事業規模の拡大や業態転換、あるいは働いてもらい方改革による超時短勤務の導入など、時代に即した前向きな経営計画を商工会や商工会議所と共に真剣に練り上げたにもかかわらず、予算の制約を理由に約半数の事業者が不採択となり、その挑戦の芽を摘まれてしまうとすれば、本県経済の底上げの観点からも、大きな損失と言わざるを得ません。ぜひ、引き続きの支援を強化いただきたいと思います。

そこで、商工労働部長にお尋ねをいたします。中小・小規模事業者パワーアップ応援補助金の事業進捗を踏まえた今後の支援についてお考えをお聞かせください。

ここで二回目の質問を終わります。

○議長（松岡正人君）　知事　江崎禎英君。

〔知事　江崎禎英君登壇〕

○知事（江崎禎英君）　おはようございます。

私には、本県における今後の観光政策の取組についてのお尋ねをいただきました。

本県では、これまで多様な地域資源の磨き上げと戦略的なプロモーションに取り組んでまいりました。特にインバウンドにつきましては、海外のニーズを的確に捉え、高付加価値体験商品、「Ｄｉｓｃｏｖｅｒ ＧＩＦＵ」と呼んでおりますが、この充実などを進めた結果、外国人延べ宿泊者数が二百万人を突破して過去最高を更新するなど着実な成果を上げております。また、持続可能な観光地づくりでも、国際的な表彰を受ける地域が県内各地に広がり、先進県として高い評価をいただいております。

一方で、国内の観光入込客数は、なお過去最高の水準には戻っておりません。また、白川郷や飛騨高山など個々の観光地の知名度は高いものの、岐阜県全体としてのブランドイメージの浸透は十分ではないものと認識しております。このため現在、岐阜県の知名度を高め、県全体をブランド化するため、四十二市町村全てが観光地との考えの下、各地域の魅力をストーリーでつなぎ、周遊の促進とブランド力の向上を図る取組を行っております。

具体的には、アウトドアコンテンツを発信するキャンペーンの展開や、今御指摘いただきましたテレビドラマ「ＶＩＶＡＮＴ」のロケ地巡りの検討など、議員御指摘の一歩進んだ視点に立ち、県内周遊を促すとともに、観光消費額を拡大する取組を進めているところでございます。

こうした観点から、現在策定を進めております岐阜県観光振興指針では、従来の観光の概念にとらわれるこ

となく、新たな視点に立った観光振興の方向性を示してまいります。このため、岐阜県観光戦略会議には、観光関係者のみならず、農林業やまちづくりなど幅広い分野の皆様に参画いただいており、従来の枠組みを超えた、これからの観光の在り方を議論していただいているところでございます。

こうした戦略会議の場や観光関係者へのヒアリングでは、ものづくりや農業を生かした新たな観光需要を創出すべき、あるいは、観光は常に変化しており、柔軟な対応が必要といった声が少なくございません。こうした意見を踏まえ、このたび取りまとめた骨子案では、四つの方向性を掲げさせていただきました。

まず第一に、自然、歴史、伝統産業、農林業、食、文化・芸術、スポーツなどの多様な地域資源を生かし、全てが観光の入り口となると、そういった認識の下、岐阜県らしさあふれる観光コンテンツの創出と磨き上げを進めていくこと。

第二に、人々の暮らしに息づく伝統や受け継がれてきたたくみの技など、本物の魅力、これを国内外へ発信し、本県の認知度向上と来訪意欲の喚起を図ること。

第三に、一方で人材不足、災害の発生、緊迫する国際情勢など、観光産業を取り巻く諸課題に対応するため、人材の確保や育成、サービスの充実、生産性の向上などを進め、環境変化に負けない強い観光産業基盤づくりを進めること。

そして第四に、観光を活用して地域の活力向上と持続可能な地域経営につなげることです。

そのためには、岐阜県を訪れた方々にリピーターとなっていただき、交流人口や関係人口の拡大を図るとともに、県民の皆様の地域への誇りや愛着、いわゆるシビックプライドと呼んでおりますが、この醸成につなげることが必要だと考えております。

このように、観光政策は、将来のリニア中央新幹線開業による人の移動や生活スタイルの変化をも見据えた長期的な地域づくりや、二地域居住や移住などの人口増加の戦略としての側面も有しているところでございます。今後は、観光振興指針を実効性あるものとするため、市町村やＤＭＯ、観光事業者との連携を一層進め、国内外の人々から選ばれ続ける岐阜県の実現に向け、全力で取り組んでまいります。

○議長（松岡正人君）　商工労働部長　小島光則君。

〔商工労働部長　小島光則君登壇〕

○商工労働部長（小島光則君）　中小・小規模事業者パワーアップ応援補助金について御質問をいただきました。

議員御指摘の応援補助金は、昨年度から新たに働いてもらい方改革枠を設け、職場環境の改善や業務細分化など、企業の生産性向上の取組を支援してきました。

今年度は、昨年以上の申請をいただき、本県の大半を占める中小企業・小規模事業者に働いてもらい方改革が浸透していることを実感しております。

この補助金の最大の特徴は、商工会などの経営支援員による伴走支援です。企業は、申請時に経営計画を策定することで、採択・不採択に関わらず、経営支援員による継続的なフォローを受けることができます。今年五月の申請者アンケートでは、この支援が高く評価されており、自社の課題を見直す機会となった、社内の意識改革につながったとの声をいただいたことからも、こうした伴走支援は重要な施策だと考えております。

今後も、企業や商工会などの声を丁寧に伺い、研修などにより経営支援員の能力向上を図るほか、補助金の効果を踏まえて、必要な企業を支援できるよう、事業継続のため財源確保にも努めてまいります。

○議長（松岡正人君）　十四番　澄川寿之君。

〔十四番　澄川寿之君登壇〕

○十四番（澄川寿之君）　御答弁ありがとうございました。

それでは最後に、医療・教育の課題について三点お伺いをいたします。

一点目に、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律、いわゆる医療的ケア児支援法の改正を踏まえた今後の取組についてお伺いします。

本法は、医療的ケア児が適切な支援を受け、健やかに成長できるよう、またその御家族の負担を軽減することを目的に、国や地方自治体、学校などの責務を明確にし、社会全体で支える体制を構築するために、令和三年に制定をされました。医療や技術の進歩に伴い、日常的に人工呼吸器や胃ろうなどの医療的ケアを必要とする医療的ケア児や重症心身障がい児、そして成人された当事者の方々は年々増加をしております。在宅でケアを担う御家族の負担は極めて深刻であり、行政による寄り添った支援がこれまで以上に強く求められています。

こうした中、本年七月二十四日、与野党全会一致により同支援法の改正法が成立をいたしました。このたびの法改正は、当事者や御家族が抱える切実な課題を解消するための大きな転換点であると考えます。

今回の改正における重要なポイントとして三点上げさせていただきます。

第一に、切れ目のない地域支援体制の構築と地域格差の是正についてです。今回の改正では、支援対象が十八歳以上の医療的ケア者や重症心身障がい児・者へと拡大され、令和九年四月の施行に向けた体制整備がスタートいたしました。

これまで当事者や御家族が置かれていた支援環境には、居住地域による大きな格差が存在し、深刻な課題となっていました。今回の法改正において、地域格差の是正が明確に規定されたことは極めて重要であり、本県

においても自治体ごとの支援の濃淡をなくしていく不断の努力が必要です。

第二に、「十八歳の壁」を打開する成人期移行支援の推進についてであります。

これまで医療的ケア児とその御家族は、高校卒業や十八歳という年齢を境に、利用できる福祉医療サービスが激減し、社会から孤立してしまう、いわゆる「十八歳の壁」に直面してこられました。この課題に対し、改正法では、十八歳以降においても切れ目のない医療や就労支援のみならず、住居の確保や生涯学習の推進に至るまで、当事者の豊かな地域生活を支えるための規定が新たに明記をされました。

第三に、家族の重いケア負担解消に向けた家族支援の拡充についてであります。

全国医療的ケア児・者支援協議会親の部会が実施した二〇二五年調査によると、母親の約六割が一日当たり十時間から二十四時間をケアに費やしており、慢性的な睡眠不足と休息不足の実情が浮き彫りとなっています。改正法では、家族の休息時間を確保するためのレスパイトケア（一時預かり）の充実や、訪問による夜間レスパイト、通学等の移動支援なども幅広く盛り込まれました。ケアラーである御家族の生命と生活を守る視点に立ち、本県においても夜間レスパイト等の緊急整備が不可欠であります。法改正を機に、県内の医療的ケア児・者、重症心身障がい児・者、そしてその御家族の方々が抱く不安を払拭し、一人一人のニーズに応える包括的な支援体制を築くべきと考えます。

そこで、健康福祉部長にお尋ねをいたします。

医療的ケア児支援法の改正を踏まえた本県の今後の取組についてお考えをお聞かせください。

続きまして、県立高等学校における暑さ対策についてお伺いいたします。

本テーマにつきましては、昨日の布俣議員の質問と重複する部分があるかと存じますが、生徒の命と健康を

守る極めて重要な課題であるため、角度を変えて改めてお伺いをさせていただきます。御容赦をいただきたいと思います。

私はこれまで、県立学校の暑さ対策について、過去に二度、本会議の場で質問を重ねてまいりました。

一度目は平成三十年第三回定例会において、地球温暖化が深刻化する中、まずは生徒が日々授業を受ける普通教室へのエアコン設置を含めた教育環境の早期充実を強く求めたところであります。その後、計画的な整備が進められ、現在では県立学校の普通教室へのエアコン設置が完了していることに改めて感謝を申し上げます。

二度目の質問は、令和元年第三回定例会であります。ここでは、普通教室に続き、避難所としての機能も有する県立学校の体育館へのエアコン設置についてお伺いをいたしました。

当時の答弁では、体育館へのエアコン設置は、機器設置コストや維持管理コストが膨大となる大きな課題がある。全国的な動向の把握に努めるとともに、猛暑時の利用には休憩や小まめな水分補給を徹底し、安全確保に万全を期すとの慎重な答弁でありました。その後、多くの議員の皆様からもこの課題が取り上げられ、各校の体育館にスポットクーラーが緊急的に順次設置されたところは記憶に新しいところであります。しかしながら、そうした中で迎えた今夏の我が岐阜県の暑さは、まさに命の危険を伴う異常かつ災害級の苛酷さでありました。

気象庁が最高気温四十度以上を示す酷暑日という言葉を正式に気象用語として採用した記念すべき本年、七月二十一日には、郡上市八幡、そして多治見市において、全国で今年初となる四十度以上の酷暑日を記録いたしました。さらにその後、美濃市などを含め、国内観測史上初めてとなる五日連続の四十度超えを記録するなど、これまでの常識をはるかに覆す猛烈な酷暑が本県を襲いました。こうした極端な気候変動のさなか、各学

校の体育館では、果たして既存のスポットクーラーだけで生徒たちが倒れることなく、安全に活動をしのげたのだろうかと深く心配したところであります。

こうした強い危機感の下、私は先般、埼玉県における県立高校体育館への空調設置状況の取組について調査をさせていただきました。莫大な財源が必要となる中、埼玉県では県の財政負担を最小限に抑えるため、有利な財源措置を活用し、着実に全校整備の計画を進めている実態を学んでまいりました。ぜひ、我が岐阜県においても、こうした先進事例の財源スキームを参考に導入へと踏み切るべきだと考えていたところ、大変心強いことに、昨日、教育長から体育館への空調設置に向けた前向きな答弁が示されたところです。財源の確保や手法を精査し、工夫を凝らしながらスピード感を持って事業を進めていただくことを強く期待するものであります。

さらに申し上げれば、高等学校には体育館だけでなく、武道場など、夏の猛暑期において体育の授業や部活動で使用されるにもかかわらず、いまだ空調施設が設置されていない施設もあります。こうした施設に対しても、現在整備が進んでいるスポットクーラーを効果的に活用するなど、学校全体の網羅的な暑さ対策を同時並行で進めていくべきと考えます。

そこで、教育長にお尋ねをいたします。本県における県立高等学校の暑さ対策をどのように進めていくのか、お考えをお聞かせください。

最後に、教育現場におけるメタバースの活用についてお伺いいたします。

子供たちの学びの多様化が進む現代において、学校という枠組みだけにとらわれず、一人一人の状況に寄り添った多様な居場所と教育環境を整備することは、義務教育における極めて重要な責務であります。

私は、令和七年第一回定例会において、本県におけるメタバースを活用した不登校支援について質問をさせていただきました。

当時の答弁では、県内の四つの市においてメタバースの利用が始まっており、中でも可児市においては、児童・生徒の自宅へ担当者が直接訪問して利用を促すことで、当時三十二人もの子供たちが仮想空間でのつながりを回復しているという先進的な事例が紹介をされました。また、他県の事例から、決まった時間に参加することで生活リズムを整える高い効果が確認されている点も示されたところであります。

さらに、県教育委員会としては、高校生を対象に試験的に行ったメタバースの利用実績も踏まえ、これら先行四市とともに他の市町村にも呼びかけ、今後、県内外の事例などを研究する場を設けていくという前向きな方針をお答えいただきました。

その後、県教育委員会におかれましても、着実に事例研究やネットワークづくりの取組を進んで進めていただいていると聞き及んでおり、その御努力に敬意を表するものであります。

しかしながら、私が本年の第三回定例会でも改めて問題意識を取り上げさせていただいたとおり、急増する不登校の現状に対し、学びの多様な選択肢を県内全域で等しく持続可能な形で広げていくには、いまだ多くの壁が存在をしております。特に、各市町村の現場からは、教育メタバースを独自に導入・運用しようにも、専門的な知見を持つ教員や指導員の配置が追いつかない、人的リソースが圧倒的に不足しているといった切実な課題を伺っております。

実際、自治体の規模や財政力によって支援体制に格差が生じることは決してあってはなりません。だからこそ、前回も提案させていただいたように、人的支援の強化はもちろんのこと、小規模な自治体でも導入が容易

となるよう、県が主導した共同利用型のプラットフォームの提供や直接的な実施を含めた、より踏み込んだ支援スキームが不可欠であると考えております。

そこで、教育長にお尋ねをいたします。本県におけるメタバースの活用に向けた取組状況と、各市町村が実施する取組への支援についてお考えをお聞かせください。

以上で質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

（拍　手）

○議長（松岡正人君）　健康福祉部長　中西浩之君。

〔健康福祉部長　中西浩之君登壇〕

○健康福祉部長（中西浩之君）　医療的ケア児支援法の改正を踏まえた今後の取組についてお尋ねがございました。

県は、平成二十七年の重症心身障がい在宅支援センターみらいの開設以降、重症心身障がいを有する方々に対する支援に取り組み、令和三年の支援法施行後は、医療的ケア児も対象としております。今後は、十八歳以上の医療的ケア者にも対応するため、センターでは医療的な支援中心の体制に新たに福祉職の人材を加え、児童と成人とで異なる法体系の枠組みにとらわれず、利用施設の切替えなど円滑に移行できるよう、切れ目のない支援につなげてまいります。

一方、レスパイトにつきましては、これまで県独自の人材研修や運営費補助を実施してまいりましたが、医療機関が行う短期入所は地域格差がある状況です。そのため、受皿が少ない圏域に重点を置き、新規開設の働きかけを継続して実施してまいります。また、訪問による夜間レスパイトにつきましては、医療機関が行う短

期入所等による受入れを補完する取組の一つとして考えます。

今後は、サービスの担い手となる事業者から御意見を伺うとともに、先進県の取組事例について調査・研究を行ってまいります。

○議長（松岡正人君）　教育長　堀　貴雄君。

〔教育長　堀　貴雄君登壇〕

○教育長（堀　貴雄君）　まず最初に、県立高等学校における暑さ対策についてお答えをします。

県教育委員会では、暑さ指数に応じて、教育活動を実施するかどうかの判断基準を設けております。体育の授業や部活動などの実施前及び実施中にその指数を計測し、基準を超えた場合には、原則、体育活動等を中止とし、全校集会などその他の教育活動全般についても、その内容の変更や中止を検討することとしております。このほかにも、昨年度、議員からも御紹介ありましたが、各校の体育館に二台ずつ設置したスポットクーラーを体育の授業や部活動のときに使用し、クールダウンに役立てております。

さらに今年度からは、放課後や休日、夏休みの期間において、会議室などエアコンを設置している場所を開放し、生徒が部活動などの合間に休息を取るためのクーリングスポットとして活用しております。こうした取組に加え、抜本的な対策として体育館への空調整備を検討してまいります。

なお、現在設置しているスポットクーラーについては、各学校にございます武道場などで活用をしてまいります。

次に、教育現場におけるメタバースの活用についてお答えをします。

県内では、メタバースを活用した学習支援に取り組む市町村が、昨年度の四市から今年度は七市町となる中、

先月にはこの市町が参加する交流会を開催し、メタバースの取組状況等について意見交換を行ったところです。

各市町からは、成果として、不登校の児童・生徒の居場所づくりやコミュニケーション能力の向上につながったなどの報告があった一方で、新たな利用者の参加促進に向けた環境整備や学習支援につながるサポートなどが大きな課題として上げられました。

県教育委員会としましては、今後こうした成果や課題を共有する場を継続的に持ち、メタバースの効果的な活用につながるよう支援してまいります。

あわせて、不登校の原因が児童・生徒によりそれぞれ異なり、その対応も多様であるため、例えば、広島県が主導する全国各地のオンライン授業の共同利用を対象となる児童・生徒に紹介するなど、様々な方策について、市町村教育委員会とともに研究しながら進めてまいります。

○議長（松岡正人君）　四十番　伊藤秀光君。

〔四十番　伊藤秀光君登壇〕（拍手）

○四十番（伊藤秀光君）　議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、大きく二点についてお伺いをいたします。

質問に先立ち、私の県議会での本日の一般質問は、初当選以来、ちょうど五十回目の記念すべき質問となりました。そのほかにも代表質問を二回させていただいておりますが、改めて初心忘るべからずを肝に銘じ、本日も質問に入らせていただきます。

まず一点目として、福祉行政についてお伺いをいたします。

この質問は、障がい福祉サービス事業所に対する行政処分時の利用者等への県民目線に立った支援について

と題し、お伺いをいたします。

新聞、テレビの報道によりますと、令和八年七月三十一日、各務原市内で障がいのある子供たちが利用する児童発達支援と放課後等デイサービス事業を行っていた二つの施設について、県による指定の取消処分が九月三十日付で行われると発表されていました。報道によりますと、二つの施設の元代表と前代表が勤務実態のない保育士を配置したとして給付費を不正に受領したほか、二〇二四年の県の監査に対しても、保育士の出勤簿や賃金台帳を偽造して報告していたとされております。二つの施設には各務原市と岐阜市の利用者がおり、県は不正に受領した約二千二百四十一万円を二市へ返還するよう求めたとのことです。

不正受給は断じて許されるものではありません。不正受給に対して処分がなされたことは当然のことであります。しかし、私がこの問題で最も心配したことは、その処分の先にいる県民のことであります。

指定が取り消されれば、一番影響を受けるのは何も知らないその施設を利用している子供たち、そして子供が施設を利用している間に働きに出ておられる保護者の方々、さらにはその保護者の方々を頼りにしている雇用している会社、そしてその施設で真面目に働いてきた職員の方々です。いずれも不正とは無関係の、むしろ被害者とも言える立場の方々ばかりです。処分が下されたことで、これらの方々が行き先を失い、大きな不安と困難に直面しているのではないか、いろいろな心配が頭をよぎります。

私は、その施設へ電話をかけ、その後トップと言われる方から折り返し電話を受けたのでお話を伺いました。お話を伺ってみますと、本件は報道にもあったように、過去二代の代表者が行った不正であり、現在の状況からすると、立場上は、利用する子供たちの新たな利用先の確保や保護者の方々への対応など、多くの困難に直面しておられ、まさに途方に暮れておられる様子がうかがえました。

こうした現場の実情を伺い、私が感じたのは、行政処分は法令に基づく必要な処置である一方、その影響は不正とは無関係の子供たちや保護者、職員の方々の暮らしまで及ぶということです。厳正な処分を行うことと、その処分によって困難に直面する県民を支えることは、決して切り離すものではない気がしております。

県と市町村がそれぞれの役割を果たしつつ、誰一人取り残さないよう、県民目線に立って支援していくということもまた、行政の大切な責任ではないかと思います。

そこで、健康福祉部長にお尋ねします。障がい福祉サービス事業所に対する指定の取消し等の行政処分を行うに当たり、事業所の利用者等の暮らしに影響を及ぼさないための県の支援についてお伺いいたします。

このような事態は今後も起こることが考えられます。今回の案件を今後の福祉行政の充実に充ててほしいと感じました。

私は、市議会時代に、福祉に関する質問の最後にいつも申し上げてきたことがあります。福祉という言葉は、広辞林で引くと「幸せ、幸福」とあります。岐阜県の福祉が県民一人一人にとって幸せと感じられる、県民目線に立った温かく優しい福祉行政となることをお願いしつつ、一つ目の質問を終わります。

次に、産業用大麻の活用による産業振興と地域活性化についてお伺いいたします。

昨日は、判治議員より薬物乱用による少年の大麻事案についての質問がありましたが、私からはあくまでも無毒の産業用大麻の活性化についてお伺いをいたします。

私がこのテーマで初めて質問をさせていただいたのは、平成二十四年十二月の定例会で、二回目が平成二十七年六月の定例会です。そして、今回で三回目の質問となります。ただし、昨年の大麻取締法の改正後初めての質問となり、個人的にはとても意味深く感じています。

それでは少し振り返ってみますと、平成二十三年に神戸町の日吉神社の山王まつりで、たいまつに使用していた大麻草の葉っぱが盗難に遭い、県から栽培の自粛要請により大麻草の栽培ができなくなってしまったことから始まります。たいまつが半減して二年間は、火が消えたような町となりました。約千二百年の歴史を持つ山王まつりの火を絶やしてはならない、その一心からの質問でありました。

その上、実は私は三十歳代の頃に、この祭りのみこしを担いだことがあります。そしてこのみこしは、五百メートルくらい走り抜ける間に担ぎ手が五人入れ替わるという、そんな大変な祭りを体験してきたから、熱も入りました。

その後、大麻草の圃場には柵の設置など管理体制の強化を図ることにより、県から栽培許可をいただき、平成二十六年から以前までの勇壮な山王まつりに戻ることができ、現在に至っております。

初めての質問以来、十三年余りの歳月が過ぎましたが、私は長い歴史の中で、麻とともに歩んできた岐阜県だからこそ、この分野における伝統文化の継承と新たな産業の創出を全国に先駆けて切り開いていくべきだと、昨年の法改正以前から考えており、質問を続けてきました。

まず、岐阜県で長い歴史を持つ伝統文化や祭儀などに大麻草が活用されてきた三つの大きな例としては、一つ目が神戸町の日吉神社の山王まつり、二つ目が世界遺産白川郷合掌造りのかやぶき屋根の下地、三つ目が高山市丹生川町の伊太祁曽神社の管粥神事であります。この神事は、かやの中に麻の茎を投入して混ぜ、管状の茎の中に穀物が入った量で今年の運勢を占うという伝統行事です。そのほかにも、美濃の和紙、鵜飼いで鵜匠と鵜をつなぐ綱など、麻は本県の歴史と文化に深く根差しています。そして、その大麻草を栽培し加工する伝統的な技術もまた、この地に脈々と受け継がれてきました。

しかし、大麻草の栽培には免許が必要です。大麻草は戦前まで国も奨励していた重要農作物で、全国で繊維生産を目的とした二万五千ヘクタールが栽培されていました。昭和二十七年には、全国の大麻栽培者は約二万五千人、その栽培面積はおよそ四千九百ヘクタールまで減少し、令和二年には栽培面積が七ヘクタールに激減しました。令和三年時点での大麻栽培者は僅か二十七人と、こちらも激減しています。

これまでの大麻取締法の下では、大麻の栽培はほかに代替手段がなく、真に不可欠な場合に限定して免許を与えることとされてきました。本県でも、神社における祭事での使用など、社会的・文化的な重要性が認められる場合に限定して免許が交付されてきました。

ところが、この状況が大きく変わりました。昭和二十三年制定の大麻取締法以来、実に七十五年ぶりの法改正が行われ、昨年三月に施行されました。これにより、大麻草の栽培の規制に関する法律に名称が改められ、陶酔性の薬理成分であるテトラヒドロカンナビノール（通称ＴＨＣ）が〇・三％以下で、麻薬としての効果がないことを条件に、産業利用目的として第一種大麻草採取栽培者免許の取得が可能となりました。これは、伝統文化の継承にとどまらず、産業としての大麻草の活用に道を開く大きな一歩となりました。

以前にもお話ししましたように、産業用大麻は、食用をはじめ、麻織物などの繊維、住宅用建材などの工業製品の原料のほか、土壌の浄化作用、バイオマス資源、強化プラスチックや麻の実の油を用いた健康食品、化粧品、家畜や競走馬の敷材等、二万五千種以上の製品の原料となる農作物としての有用な作物となる可能性を秘めています。ＯＥＣＤ加盟の三十か国でも、イギリス、フランス、ドイツ、イタリア、カナダなど二十二か国は栽培を推進しています。

大麻取締法が改正された今、数兆円の経済効果を期待される活動を始めた地域があります。そこで私は質問

に先立ち、法改正を受けて活発に活動しておられる三つの地域を視察してまいりました。

一つ目は、お隣三重県明和町の天津菅麻産学官連携伊勢麻振興プロジェクトのグループの方にお会いし、活動の説明を受けてきました。パンフレットの一部抜粋したものを議場に配付させていただきました。

二つ目が、北海道麻振興会です。理事長を務められる旭川選出の元北海道議会議長の加藤礼一さんのお声がけで、鷹栖町役場に官民はじめ各種業種の二十人近くの方が集合し、谷町長より歓迎をいただき、耕作放棄地を活用した大麻草の圃場の視察と懇談会にも参加してまいりました。

なお私は、産業用大麻について以前にも北海道を訪れており、北海道の当時の高橋知事の意向もあり、産業用ヘンプ普及研究会が立ち上がり、北海道議会の中にも超党派の議員連盟が立ち上がり、大麻草に関する研究会やシンポジウムなど、これまで二回にわたって伺い、懐かしい方ともお会いすることができました。

特に印象に残っているのは、こうした研究会のメンバーをはじめ、道議会議員の皆さんとドイツとオランダに大麻草（通称ヘンプ）の視察に行ったときのことです。ドイツでは自動車の内装に大麻草が活用されており、オランダではチューリップと一緒に大麻草の苗が販売されているのには驚きました。ただ、ヘンプ記念館を視察したときには、大航海時代の帆船の帆を張るロープや、いかりを下ろすロープなど大麻草でつくられていたことを知り、大麻草がなければ現代文明にも影響があったのかと思います。

そして三つ目が、栃木の日本麻協会の大森会長にもお会いしてきました。大森様とは、平成二十四年に神戸町山王まつりが存続の危機に直面したとき、無毒の種、栃木白を分けていただけないかと山王まつりの関係者と共に栃木県庁を訪れたときに、仲を取り持っていただいております。十四年前、大森様は、最悪の場合、栃木白を出そうと関係者の方々と話してみえたそうであります。また、大麻の需要はたくさんある、岐阜県の免

許申請者の許可が取れるといいのにと話しておられました。申請者の方は、大森会長の下で修業をされた方だそうです。いずれの地域でも、大麻草にかける熱い思いを肌で感じてきました。

法施行から一年半を迎え、北海道のように新規の免許者が増えているところも見受けられます。岐阜県においては免許の取得が進んでいない現状であります。岐阜県においても栽培免許の取得を考えておられる方がおみえになります。将来の岐阜県の産業の活性化のためにも、こうした方々の免許取得が進むことを私は強く願うものであります。

このテーマは、平成二十七年にもお伺いしていますが、法改正がなされた今、今回改めて健康福祉部長にお伺いいたします。産業利用を目的とした第一種大麻草採取栽培者免許の発行は、免許権者が都道府県知事となっています。その免許の発行に当たって、どのような点を重視して審査を行うのか、お尋ねをします。

次に、産業用大麻の活用による産業と地域の活性化に向けた部局横断型推進体制の構築についてお伺いします。このテーマは、免許取得の質問と同じ時期の平成二十七年にもお伺いしています。法改正されたこともあり、改めてお伺いをします。

ただ、このテーマが成就するには、先ほど質問しました大麻草採取・栽培の免許の保持者が一人でも多く生まれることが前提となってきます。現在、岐阜県における免許保持者は僅か三人しかおりません。ただ岐阜県は、栃木県に次いで栽培面積も免許保持者も二番の位置にあります。

さて、先ほど述べましたように、法改正後に先進的に取り組んでおられる三つの地域は、かつて神戸町の山王まつりの前日に開かれました大麻草に関する勉強会、シンポジウムで御縁をいただいた方が多くみえました。まず初めに、一番近い三重県の明和町に伺いました。議場にお配りした天津菅麻プロジェクトチームの参加団

体は、明和町、一般社団法人明和観光商社、皇學館大学、一般社団法人伊勢麻振興協会、株式会社伊勢麻、ヘンプイノベーション株式会社、一般社団法人麻産業創造開発機構、一般社団法人ヘンプハブといった行政や大学や民間を含む、まさに産学官連携の八つの組織から成っています。

お話を伺うと、このプロジェクトは単なる大麻草栽培事業ではなく、地域に残る歴史・文化を起点として、農業、産業、観光、環境、人材育成を横断的につなぐ新たな地域産業をつくることを目的とした地方創生への取組ですと話されました。明和町はかつて、麻を積む郷と書いた麻績郷と呼ばれ、伊勢神宮との関わりの中で麻文化が育まれてきました。

さて、お配りした資料の一ページの三重県の国に先んじた歩みを見ますと、私が初めて大麻草について質問した平成二十四年、こちらは比較のため西暦二〇一二年にはまだ大麻草の栽培についての動きはありません。二回目の質問の平成二十七年（二〇一五年）には、栃木県の大森さんの下へ御夫婦の研修生を既に派遣し、大麻草栽培技術の習得目的で新規就農支援の助成金も受けてみえます。実に動きが速く感じます。

翌年の平成二十八年（二〇一六年）当時、まだ大麻草栽培は原則禁止という逆風の中、三重県は国の法改正に先んじて大麻取扱指導要領の改正を行い、免許要件を見直して、大麻草を活用した研究開発、産業利用、GX推進が可能になりました。これは、当時の鈴木三重県知事、そしてその後の一見知事、お二人の先見性によるものです。

そして、平成三十年（二〇一八年）には、栽培免許が交付されました。今から八年前のことです。本県では十年以上前から訴えてきていますが、今日までなかなか交付されないのが現状です。同じ法律なのに、壁の厚さとトップの熱意の違いを感じます。

このパンフレットは、二ページには明和町における大麻の歴史・文化が、三ページには大麻糸、大麻布の伝統体験講座、体験館も行ってまいりました。そして、四ページ、五ページには、これまで述べてきたように、大麻草の幅広い有効活用が掲載されています。岐阜県も大麻草との長い歴史と伝統がある立派なパンフレットができることを願っています。

やっと国の法改正がされ、昨年の三月に施行され、あちらこちらで動きが出始めていますが、それでもまだ岐阜県ではハードルの高さを個人的には感じています。明和町の活動の原点が神戸町の種であることを考えると、何か後れを取った感があり、じくじたるものを感じます。

二つ目の旭川でお会いした北海道振興会のメンバーには、行政、道議会議員、市町議員、バイオマスエネルギーの企業、酪農家など様々なメンバーがみえました。大麻草は、決して薬物に乱用される大麻草を指すのではなく、日本では一万年前の縄文時代から衣服や漁網などの生活基盤に、また神道における清めのしめ縄やおはらいをはじめ、布、紙、食品など、私たちの暮らしを支えてきた農作物でもあります。法改正がされた今だからこそ、乱用の防止と適正管理を徹底しながら、産業用大麻を地域振興につなぐ可能性を検討すべき時期ではないでしょうか。

視察した明和町と北海道から感じたことは大麻草の持つ幅広い特性です。農政部はもちろん、加工して製品開発して関係する企業を誘致する商工労働部、ＧＸが自然循環に関する環境エネルギー生活部、神事や文化、観光に関係する観光文化スポーツ部など、多くの部局に関わるだけに、どこかが中心となり部局横断のプロジェクトチームをつくらないと一歩も前に進まないような気がしています。

私は結果として、耕作放棄地の解消、大麻草加工などの産業振興による雇用と税収を考えると、三方よしと

いうような気がしています。そして、その実例は、三重県明和町であり、北海道旭川だと思います。既に二つの地域は、法改正によりさらに具体的に進み始めています。岐阜県としても遅れることなくプロジェクトチームをつくり、他の地域との連携、交流を図り、意見交換していく時期かと思います。

私は、多くの関係者から、これまで述べてきましたように、大麻草の栽培に歴史的に長く関わってきた岐阜県がなぜ大麻草政策が積極的に進まないんですかとよく聞かれます。そして、日本のど真ん中の岐阜県がぜひ先頭に立って引っ張っていってほしいとも言われます。

そこで、農政部長にお伺いします。産業用大麻の活用による産業と地域の活性化に向けて、農政部が中心となってプロジェクトチームを立ち上げ推進していくべきだと考えますが、農政部長のお考えをお聞かせください。

以上、大きく二点について質問をさせていただきました。

最後に、先日、議案説明会の後、岐阜県の新たな総合戦略について説明を受け、その際のメインテーマ、岐阜県の挑戦が日本の未来を変えるという言葉に深く感銘を受けました。くしくも昨日、国枝副知事の答弁の中の、江崎知事からの御指示として、地方から国を変える思いで頑張ってほしいとの言葉と重なります。私自身も同じような思いで、今回、大麻草についても三度目の挑戦となりました。どうか岐阜県におきましても、これまで述べてきましたように、岐阜県は大麻草と歴史的に深い関わりを持った県です。だからこそ、関係法令を遵守しつつ、栽培技術の継承と遺伝資源の保存に取り組んでいただき、岐阜県の挑戦が全国をリードし、日本の未来を切り開いていくことを強く期待しつつ、決して大麻草が薬物の乱用のことだけでないことを最後に申し添えさせていただきます。御清聴ありがとうございました。

（拍　手）

○議長（松岡正人君）　健康福祉部長　中西浩之君。

〔健康福祉部長　中西浩之君登壇〕

○健康福祉部長（中西浩之君）　私には、大きく二点お尋ねがございました。

まず、障がい福祉サービス事業所に対する行政処分時の利用者等への県民目線に立った支援についてお答え申し上げます。

障がい福祉サービス事業所が指定取消処分となった場合に、最も影響を受けるのは利用者と御家族であり、利用者の目線に立った支援を併せて実施することが不可欠であります。このため、県では処分に当たり、当該事業者に対して、全ての利用者の希望を確認し、引き続き必要なサービスを利用できるよう、他の事業所への移行調整と結果の報告を指導しております。その上で、移行が円滑に進まない場合には、利用者に対する給付決定の窓口である市町村や、個人の特性に応じたサービス利用計画を作成している相談支援事業所と連携して移行先を調整いたします。同時に、他の事業所へ移ることに不安を抱く利用者からの相談に丁寧に対応し、誰一人取り残されることのないよう支援しているところであります。

また、処分により影響を受ける方をなくすためには、不正の未然防止も重要であり、事業者への研修を強化して法令遵守の徹底を求め、安心してサービスを利用できる環境の確保に努めてまいります。

次に、第一種大麻草採取栽培者免許の審査についてお答え申し上げます。

第一種大麻草採取栽培者免許の交付に当たっては、不正流通による乱用防止の観点から、栽培目的や事業計画が適切であるかなどの審査基準が厚生労働省から示されております。具体的には、栽培目的が単に趣味や嗜

好によるものでないことや、事業計画が大麻草の栽培から製造した製品の供給に至る一連の過程を明確に示した実現可能なものとなっている必要があります。

また、栽培に当たっては、有害成分の濃度が基準値以下の大麻草から採取した種子や枝葉などを使用しなければならないこと、栽培を行う土地や施設等について、定期的な見回りに加え、必要に応じて柵や防犯機器を設置するなどの盗難防止対策を講じることなども求められております。

県においては、法令に加え、こうした審査基準を重視し、申請内容を適正に審査してまいります。また、栽培地への定期的な立入検査や大麻草の抜取り検査を通じて、大麻草の不正流通の未然防止に努めてまいります。

○議長（松岡正人君）　農政部長　堀　智考君。

〔農政部長　堀　智考君登壇〕

○農政部長（堀　智考君）　部局横断的推進体制の構築についてお答えいたします。

ただいま健康福祉部長の答弁にもございましたように、第一種大麻草採取栽培者免許の交付に当たっての審査基準におきましては、不正流通による乱用防止の観点から、厳格な栽培の管理や、種子及び収穫物の保管体制、圃場周辺の定期的な見回りによる盗難防止策など多くの要件を満たす必要がございます。一方で、法改正から一年半が経過しておりますが、実際に産業目的で大麻を栽培したい、あるいは活用したいという声は、農業者、実需者双方から全く届いてはおりません。このような状況を踏まえますと、地域農業や産業の振興を目的としたプロジェクトチームの設置につきましては、現時点におきましては慎重にならざるを得ないと考えております。

○議長（松岡正人君）　十九番　所　竜也君。

〔十九番　所　竜也君登壇〕（拍手）

○十九番（所　竜也君）　まず初めに、最近の台風、豪雨などの自然災害に遭われた方々にお見舞いを申し上げまして、質問に入らせていただきます。

議長より発言の許可をいただきましたので、私から二分割、大きく三項目について、江崎知事、林政部長、リニア未来都市局長に質問をさせていただきます。

最初に、近年激甚化、頻発化する水害や渇水など、水をめぐる課題が発生していますので、木曽三川の治水事業と木曽川水系連絡導水路事業の推進について知事にお伺いをいたします。

近年は、毎年のように水害が発生しております。県内では、令和六年八月には台風十号により西濃地域で家屋浸水百三十七戸となる甚大な浸水被害が発生し、私の地元である揖斐郡池田町でも多くの被害に見舞われました。

本年九月八日には、県内に線状降水帯の発生や記録的短時間大雨情報が相次いで発表される豪雨となり、中小河川で氾濫が発生するなど、各地に被害をもたらしました。全国に目を向けると、本年八月に千葉県で線状降水帯が発生する豪雨で広範囲に道路冠水が生じ、水没した多くの車が一時的に放置をされる事態となりました。冠水したアンダーパスで車が浸水し、死亡者が出るなど、延べ十三名が犠牲となる甚大な被害が生じました。

さらに、シルバーウイークに台風二十五号が襲来、千葉県では印旛沼や河川堤防が決壊し、広範囲に氾濫が発生をいたしました。関東各地で浸水被害や土砂災害が多発し、九月二十八日時点で延べ十四名の死者を伴う被害が確認をされています。

このように近年、水害は全国各地で激甚化、頻発化していますが、一方で各地で渇水による影響も発生をしています。

気象庁によると、東海、近畿、太平洋側、四国、九州南部では、昨年の十二月末から一月末にかけての地域平均降水量は、過去の同期間と比べて三十年に一度程度の顕著な少雨であったとのことです。国土交通省によると、二十一の一級水系で取水制限等の渇水体制が取られ、八か所のダムで貯水率が過去最低を記録したとのことです。

こうした全国的な渇水は、本県にとって対岸の火事では済まされません。県内でも今年に入り、木曽川の牧尾ダムの貯水率が一時、三四・八％まで低下し、三十五日間の取水制限が行われ、さらに八月には庄川の御母衣ダムの貯水量がほぼゼロになるなど、一時は深刻な水不足に陥りました。

こうした豪雨や渇水は、今後の気候変動による影響の深刻化も懸念されています。将来の災害リスクへの対応が手後れにならないよう、必要な備えを早急に講じていくことが重要です。

このように、豪雨や渇水への備えが必要な状況の中で、私の地元を流れる揖斐川流域の代表事業を取り上げたいと思います。

それは、徳山ダム建設事業、そして貯留水を岐阜県、愛知県及び名古屋市に供給する木曽川水系連絡導水路事業です。いま一度、徳山ダムについて振り返りたいと思います。

徳山ダムは、洪水調節、水不足を防ぐ河川の環境維持、発電、新規利水の四つの目的を有する貯水量日本一を誇る多目的ダムです。昭和三十二年に揖斐川上流域が調査区域に指定されて以降、多くの関係者の知恵と努力によって事業が進められ、平成二十年三月に建設が完成し、五月には試験湛水が完了し、ダムの運用が開始

されました。実に約半世紀に及ぶ長い年月をかけて、旧徳山村のあった藤橋地区に完成に至ったわけです。

ダム建設地となった旧徳山村には、住み慣れた故郷を離れ、各地に住居を移転し、近所の人や学校の友達と離れるという当時の村民の苦渋の決断があったことを忘れてはなりません。そして、完成した徳山ダムは、治水安全度の向上をはじめ、揖斐川流域に多大な恩恵をもたらしているものの、いまだダムに確保された水を木曽川や長良川に送るための導水路は完成をしておりません。一日も早く導水路が建設され、水資源が有効に活用されるようにすることは、徳山ダムの建設に協力し、移村された旧徳山村民四百六十六世帯、約千五百名の方の思いに応えることではないかと考えます。

この木曽川水系連絡導水路事業は、揖斐川の西平ダム付近から木曽川坂祝地区に導水する延長約四十三キロメートルの上流施設と、羽島市と海津市の間を結ぶ約一キロメートルの下流施設で構成をされます。目的は、異常渇水時に徳山ダムに確保された四千万立方メートルの水を木曽川と長良川に導水し、木曽成戸地点で約四十立方メートル毎秒を確保し、河川環境の改善を行うことと、新たに愛知県と名古屋市の都市用水を最大四立方メートル毎秒導水し、木曽川で取水できるようにすることです。

本県として、異常渇水時に可茂・東濃地域の渇水被害を大きく軽減させるとともに、魚類等の生息環境を保全することが期待をされます。

改めて、木曽三川では、過去から災害に対し大きな効果を発揮する根幹的な事業が国や県により進められてきました。その中で、揖斐川では徳山ダムが完成したものの、木曽川における新丸山ダム建設事業や、長良川における内ケ谷ダム建設事業や長良川遊水地事業など、重要な治水事業がいまだ建設途上にあります。

そして、河川法の第一条に規定をされる目的には、洪水等の災害の発生の防止とともに、流水の正常な機能

が維持され、河川環境の整備と保全がなされるよう総合的に管理することが規定をされています。これら河川法の目的を達成するため、治水事業と同様、異常渇水時に徳山ダムの貯留水を木曽川、長良川に流すことが可能となる木曽川水系連絡導水路事業の一刻も早い完成が望まれるところだと考えます。

なお、導水路事業については、趣旨に賛同する岐阜県県政自民クラブ所属の岐阜県議会議員で構成する岐阜県木曽川水系連絡導水路整備促進議員連盟を令和六年十月に発足させ、水資源機構や国土交通省に対し要望活動を精力的に行ってきました。また、全ての建設工事が岐阜県内で行われることから、建設業界からも持続可能な地域建設業の実現に向けた非常に大きな期待が寄せられています。

議連としても地域経済の活性化につながることから、事業主体に対し県内企業を最大限活用することを要望しており、これらの事業の推進や県内企業の活用に関して、ぜひ知事からも働きかけていただきたいと考えております。

そこで、知事にお伺いをいたします。近年の水害の激甚化、頻発化や渇水リスクの増大など、気候変動の影響が既に顕在化している中で、本県の災害対策は待ったなしの状況にあります。木曽三川では、徳山ダムを有する揖斐川流域に対し、長良川や木曽川などの流域における治水事業や木曽川水系連絡導水路の建設による渇水対策が急務であると考えます。知事の見解を伺います。

ここで一回目の質問を終わります。

○議長（松岡正人君）　知事　江崎禎英君。

〔知事　江崎禎英君登壇〕

○知事（江崎禎英君）　木曽三川の治水事業と木曽川水系連絡導水路事業の推進についてお尋ねをいただきまし

た。

近年、気候変動を背景に記録的な猛暑が続き、ダムの水が底をつくような状況が生じる一方で、線状降水帯など極端な雨の降り方が頻発しており、豪雨や渇水など水をめぐる災害は今後さらに深刻さを増していくおそれがあると考えております。そのため、個別の災害対応だけでなく、長期的な視点に立って治水事業や渇水対策を着実に進めていくことが求められます。

いつも申していることでありますけれども、事前の一策は事後の百策に勝ると言われるように、事前防災の考え方に立ち、備えを確実なものにしていくことが重要だと考えております。

過去から度重なる水害に悩まされてきました木曽三川のうち、揖斐川においては、ただいま議員から御指摘いただきましたように、徳山ダムの建設によりまして流域の治水安全度が飛躍的に向上いたしました。しかしながら、長良川や木曽川においては、現在進められております根幹的な治水事業がいまだ完成に至ってはおりません。特に近年頻発します豪雨災害に対しては、流域全体のダムの統合管理や事前放流によって被害を大幅に減らすことが可能となっており、こうした体制の整備が急務となっております。

現在、長良川で県事業として進める内ケ谷ダムの建設につきましては、令和十三年出水期の運用開始を目指して事業を進めているところでございます。また、国の直轄事業として進められております長良川遊水地や木曽川における新丸山ダムなどの治水事業について、一日も早く事業が完成するよう国に働きかけてまいります。

さて、豪雨災害とともに深刻化が懸念される渇水への対策については、現在、徳山ダムの水を異常渇水時に揖斐川から木曽川及び長良川に導水する木曽川水系連絡導水路事業が進められているところでございます。本事業と徳山ダムを含む木曽川水系ダム群を一体運用する水系総合運用によって、可茂・東濃地域の取水制限を

大幅に削減できると試算されており、既存の施設を最大限に有効活用するソフト対策と、渇水リスクの低減に資するハード対策を組み合わせ、災害防止とともに水資源の有効活用を図ってまいります。

特に、本事業につきましては、長年渇水に悩まされてきた可茂・東濃地域の住民の生活を支えるとともに、県全体でリニアを活用したまちづくりを推進する上で、この地域の水の安定供給といった観点からも重要なプロジェクトであると考えております。

本事業の実施に当たりましては、地下水など環境への影響に十分配慮するとともに、県内企業の活用が図られることも重要な視点でございます。今後、導水路を含む木曽三川全体の水系総合運用の実現に向けて、国及び水資源機構に働きかけてまいります。

また、本事業の実施に当たり、県内企業の受注機会が最大限確保されるとともに、木曽三川とその周辺環境への十分な配慮が図られるよう努めてまいります。

○議長（松岡正人君）　十九番　所　竜也君。

〔十九番　所　竜也君登壇〕

○十九番（所　竜也君）　答弁ありがとうございました。

次に、安全・安心な森林づくりと特用林産物の振興について、林政部長に二点質問をさせていただきます。

先ほど関連した話をしましたが、線状降水帯や豪雨により全国各地で山地災害が発生しており、いつ、どこで大きな被害が発生してもおかしくない状況となっています。

私の地元揖斐郡では、三年前の令和五年八月、台風七号に伴う豪雨により、揖斐川町で十五か所、大野町内で三か所の山地災害が発生しました。幸いにも関係各機関の迅速な対応により人的被害は免れましたが、被災

した渓流の一部では現在も治山事業により復旧作業が続けられています。このときの被害の多くは土砂の流出によるものでした。かつては山腹の斜面崩壊が多く見られましたが、最近は少なくなったと感じております。これは、先人のたゆまぬ努力によって山々は豊かな緑に覆われ、森林の持つ防災機能の発揮によるものと言われています。この森林を守り、育て、次の世代につなぐ責任が我々にあると考えています。

森林には、土砂災害を防止する機能のほか、水源涵養機能、生物多様性保全機能、また私たちの生活に必要な木材の生産など多くの機能があり、国民生活に様々な恩恵をもたらしています。これを森林の多面的機能といいます。こうした機能を適切に持続させることが、県土の約八割を森林が占める我が県において、安全で豊かな県民生活を守る上で非常に重要な課題です。この森林の在り方について、岐阜県では平成十八年に森林行政の根幹となる森林づくり基本条例を制定し、この基本条例に基づき、五年ごとに森林づくり基本計画を策定し、森林に関する様々な施策に取り組んでいます。

県では今年度、第四期森林づくり基本計画の見直しの時期を迎えております。こうした中、先日、林政部から第五期森林づくり基本計画の骨子案について説明がありました。布俣議員の代表質問にもありましたが、その中で目指すべき方向性として、多様なニーズに応える森林づくり、森林の多面的機能を生かした社会課題解決への貢献とされています。

三つの施策区分の一つ目は、安全・安心で多面的機能の発揮が期待できる森林づくりの推進であり、その中では人の暮らしを守る森林づくりプロジェクトとして、山地災害対策の強化を掲げておられます。安全・安心な森林づくりの推進は、社会基盤の根幹を担う取組であり、今まさに現在の社会課題を解決するための方策の一つではないでしょうか。ぜひ強力に推進されることを期待しています。

とりわけ、降雨形態の変化、線状降水帯の発生、さらには巨大地震、複合災害の発生など、自然環境の変化に対応して、森林づくりにおける防災・減災対策のさらなる強化と着実な実行は重要な課題であると考えています。

そこで、林政部長にお尋ねをいたします。これまでの第四期基本計画では、森林の面的整備による山地防災力の強化を図るため、治山施設の整備と森林整備を組み合わせた事前防災対策を推進してきましたが、その評価と課題、今後の方策についてお聞かせください。

二点目は、キノコ類の生産振興についてです。

岐阜県では、県土の八割を森林が占める全国有数の森林県であり、人工林はもとより、多様な広葉樹林に恵まれています。こうした豊かな森林資源は、木材として利用されるだけでなく、県民の憩いの場や、さらには地域の産業や暮らしを支える資源として幅広く活用をされています。また、森林から産出されるキノコ類は、山菜、木炭、まきなどとともに木材に次ぐ森林の恵みとして古くから生産利用されてきました。

農林水産省が公表した統計によると、令和六年の本県における林業全体の産出額百三億円で、このうち特用林産物が約三十億円と三割を占めています。さらに、その九六・六％に当たる約二十九億円はキノコ類であり、本県の中山間地域の経済を支える重要な品目となっています。県内では、主要品目であるシイタケを中心に、キクラゲ、ナメコ、ブナシメジなど多様なキノコ類が生産されています。これらのキノコは、原木栽培やおが粉を活用した菌床栽培により生産されるなど、森林との関わりが深く、キノコ生産は本県の豊かな森林資源を生かした地域産業であると考えます。

県産キノコの持続的な生産は、消費者への安全・安心なキノコの安定供給につなげるだけでなく、原木や菌

床の原料となる森林資源の循環利用につながり、中山間地域の経済活動を支えるものであると考えます。県では、今年度終期を迎える第二期岐阜県特用林産振興方針に基づき、生産資源対策、生産者対策、販売対策の三つを柱として、キノコをはじめとする特用林産物の振興に取り組んでいます。具体的には、生産資源対策では、原木シイタケの生産に必要な栽培用原木の安定的な供給体制づくりを進めています。また、生産者対策では、新たに参入した原木シイタケ生産者への経営支援などに取り組んでいますし、さらに販売対策では、食育活動を通じた県産キノコのＰＲや販路拡大に向けた取組への支援を通じて、認知度の向上と需要の創出に努めています。

しかしながら、キノコ生産を取り巻く環境は厳しさを増しています。特にキノコ生産を支える広葉樹資源の確保は重要な課題でありますし、東日本大震災以降、栽培用原木の不足が続いており、原木や菌床の原料となる広葉樹資源の安定供給に向けて、森林資源の循環利用を進めることが重要であると考えます。

ここで、私の地元である揖斐川町における取組を御紹介いたしますが、揖斐川町では、奥山から里山まで含む民有林の広葉樹林率が六割を超え、県内では広葉樹林の多い地域であります。こうした広葉樹林の中には、かつてまきや炭などの燃料として利用されたコナラをはじめとする薪炭林が数多く存在をしています。しかし、燃料としての利用が減少したことにより、十分に活用されないまま残されている状況でもあります。

こうした中、揖斐郡森林組合では、里山の広葉樹林を再び地域資源として活用するため、昨年、キノコ用原木の試験的な生産に取り組むこととなりましたが、このような取組は、キノコ用原木の安定供給に資するものであるとともに、広葉樹林の再生と循環利用を進めることにより、活用の機会を失った薪炭林などによる広葉樹の林業経営モデルとして、山村地域の所得向上につながるものと感じております。キノコ類の生産は、本県

の豊かな森林資源を生かした重要な産業であり、生産者が安定して経営を継続できる環境を整え、持続的な生産体制を確保していくことが重要であると考えます。

そこで、林政部長にお尋ねをいたします。県では、特用林産振興方針に基づき、これまで様々な施策に取り組んできましたが、これを踏まえ、キノコ類の生産振興に向けた課題と今後の取組について考えをお聞かせください。

最後の質問です。

現代社会では、労働人口の高齢化や若年層の不足により、多くの業界で人手不足が深刻化しています。交通業界も例外でなく、長時間労働や低賃金、そして高齢化が原因で深刻なドライバー不足が続いています。こうした中、自動運転技術は運転手不足への対応だけでなく、地域住民の移動手段を確保する新たな選択肢として期待をされています。

私は昨年四月、アメリカ、ロサンゼルスを視察し、グーグル関連会社であるウェイモが運行する自動運転タクシーを見て、乗車体験もいたしましたが、無人で安全にタクシーが走行する姿は衝撃的でありました。さらに、本年八月二十日には、アメリカ、サンフランシスコのウェイモ基地局を訪問し、担当責任者のダン氏から取組や現状、課題について説明を受けました。

二〇〇九年にグーグルセルフドライビングカープロジェクトとして始まり、初期段階ではトヨタの車両を使用して実験を行い、二〇一八年にはアリゾナ州フェニックスで全米初の商用運用を開始いたしました。現在はカリフォルニア州を中心にレベルフォーでの運行を実現し、第五世代車両のジャガー製のＥＶ、アイペースを使用していますが、今後は第六世代車両の中国のジーカー製のオーハイに切り替えていくとのことでした。

補足をさせていただきますと、自動運転のレベルはレベル一がハンドル、アクセル、ブレーキのいずれかでシステムが操作する運転支援、レベル二が部分的自動運転、レベル三が条件付自動運転、レベル四が特定条件下でシステムが全て操作し、人の必要がなく無人で運行することができる高度自動運転、レベル五が人の対応を必要としない完全自動運転とされています。また、トヨタ自動車とも自動運転技術の共同研究を進めているとの説明もありました。

自動運転車は、車載カメラ、レーザー、ライダーで周囲を把握しながら走行し、交通事故は人間の運転より八五％減少しているとのことです。ただし、トラブルが全くないわけではなく、ＰＤＣＡサイクルを回しながら課題解決とノウハウ蓄積に取り組んでいるとのことでした。

このように、サンフランシスコでは無人車両が人を乗せて走行する光景が日常となっているようでしたが、アメリカは州ごとに法律や交通事情が異なるため、段階的な普及が必要との説明もありました。一方、国内に目を向けると、自動運転タクシーについて、先月、日本交通タクシー配車アプリのＧＯ、ウェイモ日本法人が都内で二〇二七年度中に国内初の無人タクシーの運行を目指すとの報道があったところです。

私は、自動運転の社会実装が実現すれば、岐阜県の地域公共交通空白解消につながるものと大いに期待をしております。また、国土交通省を中心に自動運転社会実装推進事業が進められており、北海道から宮城、茨城、千葉、東京、長野、三重、福井、愛媛、大阪など、多くの地域でレベル四の自動運転バスが実装に向けた取組が進められています。

本県でも、岐阜市が二〇二〇年に自動運転バスの実証実験を始め、現在、中心市街地でのレベル四の実装を目指しているほか、恵那市を中心に近隣自治体が広域連携して取組も進められています。

私はウェイモでの視察、日本交通の取組、全国の実証実験の流れから、日本でも近い将来、自動運転車両による移動サービスの実用化が訪れると確信をしています。自動運転技術は、運転手不足の対策だけでなく、既存の交通モードを補完し、地域住民の移動手段を確保する有効な手段として期待をされることから、日本でも早期の社会実装が進むことを期待しています。

しかしながら、全国で多くの実証が行われているものの、必ずしも十分な成果につながっていない現状もあり、社会実装に向けて長期的な取組が必要です。こうした状況を踏まえ、岐阜県としても新しい技術を積極的に取り入れながら、地域住民の移動手段の確保につなげていくことが重要であると考えます。

また、江崎知事も内閣審議官時代に、国の自動運転の政策に関わっておられたと聞いております。岐阜県は自動運転に関する理解が高いのではないかと思っております。そこで、公共交通分野における自動運転の社会実装に向けた県としての取組について、リニア未来都市局長にお尋ねをいたします。

以上で私の質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

（拍　手）

○議長（松岡正人君）　林政部長　長谷川雅樹君。

〔林政部長　長谷川雅樹君登壇〕

○林政部長（長谷川雅樹君）　安全・安心な森林づくりと特用林産物の振興について二点御質問をいただきました。

一つ目の、森林における事前防災対策の今後の方策についてお答えいたします。

事前防災対策については、市町村や林業事業体と連携し、令和四年度からこれまでに十九市町村、五十地区

において、森林整備三百五十六ヘクタール、治山ダム六十四基、山腹工十一か所の整備を一体的に進めてまいりました。こうした取組により、地域の森林が有する面的な防災力は着実に向上しているものと評価しております。

一方、近年は線状降水帯の発生に伴う豪雨の増加などを背景とした山地災害の激甚化や頻発化が進んでいることから、豪雨に適応した治山施設をより計画的に整備をしていく必要があります。そのため、最新の降雨データを踏まえ、治山施設の構造を決定する設計降雨量の基準を見直し、この九月から設計に反映することで、豪雨の増加に適応した施設整備を進めていくこととしております。加えて、航空レーザー測量による詳細な地形データを活用して危険度を高精度に評価し、危険性や緊急性の高い箇所から計画的に実施するなど、引き続き事前防災対策の取組を強化してまいります。

次に、キノコ類の生産振興についてお答えいたします。

キノコ類の生産振興に向けては、原料の確保から生産力の強化、消費拡大までの取組を一体的に推進することが不可欠です。

まず、原料の確保については、キノコ栽培の原料となる広葉樹の育成が喫緊の課題です。ニホンジカによる食害が深刻化していることから、今年度、揖斐川町内で低コストな対策の実証に着手しました。今後二年間実証し、その成果を県内全域へ普及してまいります。また、生産力の強化については、猛暑による高温障害への対策が重要であり、適切な温度・湿度の管理方法などをまとめたマニュアルを新たに策定し、生産者への周知を図ってまいります。さらに、消費拡大については、消費者の健康志向の高まりを受け、食生活に取り入れやすい新商品の開発を支援するとともに、大手小売事業者と連携したＰＲ活動や食育活動など、県内外で推進し

てまいります。

こうした具体的な取組について、来年度からスタートする次期特用林産振興方針に盛り込んでまいりたいと考えております。

○議長（松岡正人君）　リニア未来都市局長　戸田克稔君。

〔都市建築部リニア未来都市局長　戸田克稔君登壇〕

○都市建築部リニア未来都市局長（戸田克稔君）　公共交通分野における自動運転の社会実装に向けた取組についてお答えいたします。

自動運転技術は、先ほど所議員からもお話がありましたが、既にアメリカなどで実用化が進み、主に公共交通や物流分野で活用されております。一方、安全意識が高い日本においては、安全性の確保を最優先に、実証実験を通じてデータを蓄積し段階的に導入を進めているところであり、レベル四の社会実装にはなお一定の時間を要すると認識しております。

しかしながら、自動運転は、運転手不足が深刻化する地方にこそ公共交通を補完する上で重要な技術であると考えております。このため、県では令和六年度から、主に東濃圏域の市と連携し、国、警察、道路管理者等の協力の下、バスによる自動運転レベル四の社会実装に向けた調査・研究を進めております。また、市が実施する実証実験に対し、国と連携して財政支援も行ってきております。

引き続き、自治体等が実証実験から社会実装までを一貫して取り組むことができるよう、国に対して安定的な財政支援を要望するとともに、これまでの調査・研究で蓄積した知見や全国の先進事例を市町村で共有し、県内での機運醸成を図ってまいります。

○**議長（松岡正人君）**　しばらく休憩いたします。

午後零時一分休憩

午後一時再開

○**副議長（長屋光征君）**　休憩前に引き続き会議を開きます。

○**副議長（長屋光征君）**　引き続き一般質問並びに議案に対する質疑を行います。五番　平野恭子君。

〔五番　平野恭子君登壇〕（拍手）

○**五番（平野恭子君）**　議長よりお許しをいただきましたので、通告に従い、今回は三項目、四点について質問させていただきます。

一項目めとして、県立三病院の経営体制について伺いたいと思います。

昨日の判治議員の質問と重なる点はあるとは思いますが、私は、県立三病院を同一法人化していく提案も含め、質問させていただきます。

岐阜県では、平成二十二年、岐阜県総合医療センター、県立多治見病院、県立下呂温泉病院をそれぞれ別々の地方独立行政法人としました。当時県は、三病院がそれぞれの地域で基幹病院としての役割を担っていることから、地域の実情に応じた機動的な病院運営を行うためには、三病院をそれぞれ別法人とすることが最適であると判断されました。

しかし、それから十六年が経過し、人口減少による医療需要の大きな減少、少子高齢化による生産年齢人口の激減、医師・看護師不足など医療従事者の需給のアンバランス、働き方改革への対応、物価・人件費の上昇、医療ＤＸへの対応、医療の高度化に伴う医療費の増大、高額医療機器の更新など、医療を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした中、栃木県では、病院の経営状況の悪化及びそれに伴う老朽化した病院施設の対応といった課題を解決するために、県立病院のあり方検討有識者会議を令和七年十月二十七日から令和八年三月二日まで三回開催し、県立病院ごとに置いている地方独立行政法人の同一法人化を求める検討報告書及び提言書が知事に提出されました。その有識者会議の参考資料の中に、地方独立行政法人を設置している都府県のうち、県立病院ごとに地方独立行政法人を設置しているのは栃木県と岐阜県のみと記載があります。

また、この報告書では、同一法人化により管理部門の効率化だけでなく、職員の派遣や育成、高度医療機器の共同利用、医療機能の連携、そして経営の安定化等についても言及されております。

そもそも平成二十二年度以前は、岐阜県という大きな母体の一部の組織として三つの病院が存在していたこ

とを考えますと、三つの病院そのものを統合する必要はないと思います。これは、岐阜県総合医療センターは岐阜圏域、県立多治見病院は東濃圏域、県立下呂温泉病院は飛騨圏域南部において、それぞれ地域特性に合った基幹病院であるためです。

しかし、三つの病院を残すことと法人を三つに分けておくことは、全く別の問題ではないでしょうか。例えば、一つの県立病院機構として、人事・採用、財務、購買、情報システム、医療機器整備等を一元化する一方、それぞれの病院には医療提供について十分な裁量を残す、経営は一体、医療は地域分権という方法も考えられます。

ここで重要なのは、県立三病院が現在抱えている課題は、必ずしも同じではないということであります。しかし、共通しているのは、いずれの病院も極めて厳しい経営状況に置かれているということです。

一方、それぞれの病院が抱える医療的課題には明確な違いがあります。

県総合医療センターは、県全体の中核病院として、高度急性期医療、先進医療、政策医療など極めて重要な役割を担ってきました。その一方で、診療機能が非常に広範となり、組織も巨大化しています。今後、限られた人材と財源の中で、県立病院として本当に担うべき政策医療、高度医療を明確にし、機能の重点化と効率化を進めることが必要です。特に、岐阜医療圏においては、五百床を超えるいわゆる大病院が四つも林立しており、県立病院として提供すべき医療を厳選する必要があると思います。

また、県立多治見病院は、新中央診療棟の整備によって高度な診療機能が充実する一方、愛知県に隣接しているという立地条件もあり、医師、看護師をはじめとする医療従事者をいかに確保するかが重要な課題となっています。

さらに深刻なのが県立下呂温泉病院です。医師不足によって既に分娩の取扱いを中止し、小児科の夜間対応を縮小せざるを得ない状況となっています。飛騨南部は、代替する医療機関が容易に存在しない地域であり、人材不足はそのまま地域住民が受けられる医療の縮小に直結します。

このように、県総合医療センターは機能の重点化、県立多治見病院には人材の確保、県立下呂温泉病院には地域医療そのものの維持というそれぞれ異なる課題があります。だからこそ、私は、これら三つの法人がそれぞれ別々に解決しようとするだけでよいのかという問題を提起したいと思います。

例えば、一つの法人であれば、医師、看護師をはじめとする職員の採用を共同で行い、本人の希望や専門性にも十分配慮しながら、必要に応じて病院間で人材を支援することも可能になります。高額医療機器についても、三病院を県全体として計画的に整備し、物品や医薬品の共同購入、情報システムの共通化、さらには資金の内部調整なども考えられます。

三つの病院が、それぞれ困ったときに三つの別法人として孤立して対応するのではなく、県立病院全体として支え合える仕組みをつくることに大きな意義があるのではないでしょうか。

実際の統合に向けた議論の中では、多くのメリット・デメリットの可能性を議論していく必要があることは間違いありませんが、これからの県立病院経営に求められるのは、それぞれの病院を個別に最適化することだけではなく、限られた医療人材と財源を県全体としていかに最適配置するかという視点です。

平成二十二年の独法化から十六年が経過し、岐阜県の医療を取り巻く環境が変化し、国も独立行政法人制度に基づき業務の効率化、合理化を目指す中で、県として三病院を一法人化していくことを早急に検討すべき時期に差しかかっているのではないでしょうか。

そこで、健康福祉部長にお尋ねします。今後、二〇四〇年に向けた地域医療構想を検討していく上で、県立三病院の持続可能な経営と県全体の医療提供体制の強化を図るため、県立三病院を一つの地方独立行政法人として一体的に運営することも選択肢の一つと考えますが、その効果や課題をどのように認識し、今後の県立病院の在り方をどのように検討していくのか、お答えください。

二項目めとして、県立衛生専門学校の今後の在り方についてお尋ねします。

県立衛生専門学校は、その前身を含めて長きにわたり、本県の医療、保健を支える多くの専門職を輩出してまいりました。振り返りますと、昭和二十九年に岐阜県立高等看護学院として開校されたのがそのルーツです。その後、昭和四十六年に岐阜県立歯科衛生士学院、岐阜県立歯科技工士学院と統合されて岐阜県立衛生専門学院となり、昭和五十六年に現在の岐阜県立衛生専門学校と改称され、現在に至っています。

現在の構成学科を見ますと、助産学科、第一看護学科、第二看護学科の看護系三学科に加え、歯科技工学科、歯科衛生学科の歯科医療系二学科が設置されています。

県立の専門学校という性質上、地元の医療機関との連携も強く、その卒業生の多くが県内の病院、診療所、歯科医院に就職し、各方面で活躍するなど、県内の医療関係の人材の育成・確保に大きな役割を果たしています。

現在では、看護学科や助産学科に対応する大学が県内にも整備され、看護師や助産師を目指す進学先の選択肢は広がっておりますが、看護師や助産師を目指す若い人たちが皆一様に大学に進学するわけではありません。種々の理由から、高校を卒業して三年で看護師資格を得たい人、准看護師の資格を取得して早く働きたい人、また准看護師として働きながらステップアップし、看護師を目指したい人など事情は様々です。

また、助産師に関しても、実習施設、指導者、分娩件数など制約のために、単純に大学の定員を増やせばよいというものではなく、県が助産師育成枠を直接確保していくことは、岐阜県の将来にとって大きな意味があると思います。

一方、歯科技工学科につきましては、現在も県内において唯一の養成機関ですが、歯科技工士の高齢化が非常に進んできており、今後人材育成が滞ると歯科技工物の供給が著しく不足し、歯科医療全般に影響することも懸念されています。

また、歯科衛生学科につきましては、本校のほかに朝日大学歯科衛生士専門学校と大垣女子短期大学の二校が存在するのみであります。歯科衛生士は近年、歯科医院だけでなく、病院や介護施設、訪問診療などにおいても、口腔健康管理を担う非常に重要な役目を担っています。

このように本校は歯科界だけでなく、医療・保健全般における将来の人材育成において、文字どおりなくてはならない学校として重責を担い続けています。

また、岐阜県民の歯・口腔の健康づくり条例におきましても、県の基本的施策の中で、歯科衛生士の確保、養成及び資質の向上に関する施策を推進することとの記載もあります。

現在、同校が直面している最大かつ深刻な課題は、校舎をはじめとする建物の老朽化です。築年数の経過に伴い、実習室の環境整備や最新の医療機器の導入、医療ＤＸへの対応、耐震性や省エネ化への対応など、その建て替えや大規模改修を含めて、今後この学校をどうしていくのかという方向性を決断すべき極めて重要な時期に来ていると言えます。

こうした危機感から、歯科医師会をはじめとする医療関係者の皆様方からは、学校の存続と環境充実を願う

多くの強い要望があります。現場の医療従事者や関係団体の皆様が、それほどまでに強い危機感と切実な思いを抱いているのは、この学校が途絶えてしまえば、県内の歯科医療の基盤そのものが揺らぎかねないという強い懸念があるからです。

県立衛生専門学校は、県内屈指の歯科医療職養成校であり、地域の歯科医療、口腔保健を支える人材を育成する貴重な機関であります。時代のニーズに合わせた質の高い教育を継続し、若い世代が夢を持って学べる環境を守り抜くことは、県民の健康と医療を守る責任を持つ県行政にとって極めて重要な使命であると思います。

少子化や施設の老朽化等の問題を抱える中、限られた予算の中でどのように維持・運営していくか、その役割や機能の再編なども真剣に検討していかなければなりません。

そこで、健康福祉部長にお伺いします。県立衛生専門学校は、県内の医療人材の育成に重要な役割を果たしていますが、施設の老朽化が進んでおり、教育環境の整備が課題となっています。今後、医療人材の確保がますます重要になる中、将来を見据えた学校運営や教育環境の在り方について検討していく必要があると考えますが、衛生専門学校の施設の老朽化に対する現状の認識と、建て替え、機能再編も含めた将来的な学校の在り方について、健康福祉部長にお伺いします。

最後に、食と農をつなぐ取組について、一点目として地消地産の推進に向けた今後の取組について、二点目として食と農を活用した健康寿命延伸に向けた取組についてお尋ねします。

地域の食と農をめぐる課題は、単なる一次産業の振興にとどまらず、環境保全や地域社会の持続可能性に関わる重大なテーマとなっています。こうした課題に対応するため、国のみどりの食料システム戦略を背景に、環境負荷を低減した持続可能な農業への転換が求められています。

こうした中、岐阜県内でもＪＡぎふが中心となって、食と農の連携推進フォーラムが設立され、地域農業の価値向上や地消地産の推進に向けた取組が進められています。

同フォーラムには、生産者、消費者、ＪＡぎふ、コープぎふ、大学、料理人、管理栄養士、旅館関係者、行政関係者など多様な立場の方々が参画しています。農業だけでなく食や健康の視点も取り入れ、それぞれの立場から意見を出し合い、具体的な取組につなげていることが大きな特徴であり、私も県議会議員の一人として参加させていただいております。

フォーラムでは、ぎふラルの広報・発売、農産物の価値伝達、健康寿命の延伸、高齢化の農業参画、生産者と消費者の交流などをテーマに協議と実践が進められています。

フォーラムの具体的な取組の一つが、ＪＡぎふ独自の栽培基準「ぎふラル」です。化学肥料、化学合成農薬の使用の有無などによって、ワンリーフ、ツーリーヴス、スリーリーヴスと三段階で野菜を評価し、環境への配慮に加え、消費者が安心して選択できる地域農産物の生産・消費を進めることを目指しています。こうした取組を通じて、環境配慮型農産物の生産拡大や農産物の価値の見える化、生産者の意欲向上なども期待されています。

さらに、農産物の価値を科学的に明らかにし、消費者へ分かりやすく伝えることを目的として、岐阜大学の落合准教授やぎふラル生産者である福井氏らを中心に、栽培方法の違いによる農産物の成分等を比較・分析する研究も計画されています。ＪＡぎふ、全農岐阜県本部、山正株式会社、イノチオアグリ株式会社が協賛・協力し、産学・農業関係者団体が連携して取り組む枠組みとなっています。このぎふラル基準で育てられた有機野菜を小学生が収穫し、またその収穫した野菜を学校給食として提供し、子供たちへの食農教育にもつなげる

取組も行っています。

このような子供たちへの食農教育に加え、特徴的なのは、農産物を生産するという農業側の視点だけでなく、地域で生産された農産物を食べることで県民の健康につなげるという視点を取り入れていることです。農業振興と健康づくりを別々に考えるのでなく、食を通じて両者を結びつけようとする取組であります。

県では、第四次ヘルスプランぎふ21に基づき、健康寿命の延伸を目指し、食生活を含めた生活習慣の改善に取り組むとともに、第四次岐阜県食育推進基本計画において、学校給食などにおける地場産物を活用した食育の推進を位置づけています。

また、高齢化が進む中、高齢者に無理のない範囲で農業に参加してもらうことは、担い手不足の解消だけでなく、健康づくりや生きがいづくり、社会参加、孤立防止にもつながることが期待されます。こうした高齢者の農業参画は、県が進めるアグリパーク構想の様々な主体の農業参画にも沿うものと考えます。

このように食と農の連携は、地域農業の振興に加え、健康寿命の延伸や高齢者の活躍推進にもつながる重要な取組です。生産者と消費者のつながりを深め、地域で生産された農産物を地域で消費する好循環を生み出すことは、持続可能な地域社会の形成にも寄与するものと考えます。

そこで一点目として、農政部長にお尋ねします。地域の消費者ニーズに即した農産物の生産を進め、学校給食への活用をはじめ地域内での利用・販売を拡大していくため、今後どのように地消地産に取り組んでいかれるのか、お伺いします。

続いて、二点目として、健康福祉部長にお尋ねします。県として地域農産物を活用した健康づくり、さらには高齢者のフレイル予防や社会参加、生きがいづくりなど食と農を活用した健康寿命の延伸に向けて、今後ど

のように取り組んでいかれるのか、お伺いいたします。
以上で質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。
（拍　手）

○副議長（長屋光征君）　健康福祉部長　中西浩之君。
〔健康福祉部長　中西浩之君登壇〕

○健康福祉部長（中西浩之君）　私には、大きく三点お尋ねがございました。
まず、県立三病院の経営の一体化に向けた検討についてお答え申し上げます。
将来にわたって県民に必要な医療を提供する上で、県立三病院の持続可能な運営は重要な課題と認識しております。
県立三病院はそれぞれ独立した法人として運営されておりますが、昨今の医療を取り巻く環境が厳しさを増す中、経営状況の悪化や人材確保などの課題に直面している状況であります。
そういった中、新たな地域医療構想においては、経営状況なども踏まえた医療機関の在り方の見直しが求められており、県立三病院も積極的に取り組む必要があると考えております。
議員御指摘のとおり、一体的な運営の利点として、経営基盤の強化に加え、管理部門の効率化や、医師・看護師等の人事異動による病院間での柔軟な配置、資金の一体的な運用等が考えられます。一方、各病院の運営に地域の実情を反映するための調整や、情報システム等の統合に初期コストが必要となるなどの課題もございます。これらの利点と課題を勘案しつつ、最適な運営の在り方について、県立三病院と共に継続的に検討してまいります。

次に、県立衛生専門学校の今後の在り方についてお答え申し上げます。

衛生専門学校は、看護師、助産師、歯科衛生士の養成に加え、県内唯一の歯科技工士養成課程を有する中核的な養成施設として、将来にわたり堅持していくことが重要と考えております。

こうした中、本年七月に県が公表した県有施設の見直しに関する基本方針では、庁舎や各種学校などについては、既存施設を最大限利用することを基本としつつ、再整備や大規模修繕の時期を見据え、順次計画的に見直しの検討を進めることとしております。

そのため、現在の施設は建設から五十八年を経過し、老朽化が進んでおりますが、安全性には十分配慮し、耐震化等の工事は適切に実施しているほか、基本方針を踏まえ、当面は必要な維持保全を着実に実施することとしており、昨年度はガス配管改修工事を、今年度はＬＥＤ化工事を進めております。建て替えや機能再編を含めた将来的な在り方については、県内の他の養成校の状況や、医療人材の養成・確保の在り方に関する国の検討動向等も踏まえ、適切な時期を捉えて検討を進めてまいります。

三つ目に、食と農を活用した健康寿命延伸に向けた取組についてお答え申し上げます。

食と農を活用した健康づくりは、栄養価のある農産物という観点に加え、農業を通じた身体活動や地域交流という観点からも、高齢者の健康増進やフレイル予防を進める上で有用と考えます。

このため、今年度からは県庁マルシェにおいて、県産農産物のＰＲと併せて管理栄養士による野菜摂取量の測定やそれに基づく栄養指導、保健師による健康相談など、食生活改善や健康づくりに関する啓発を実施しております。

また、ぎふモーニングプロジェクトにおいては、喫茶店においてフレイル予防講座や栄養相談などを行って

おり、今後は旬の県産農産物と関連づけた栄養講座など、健康増進に資するメニューを充実させてまいります。

加えて、健康経営宣言企業や老人クラブなどを通じて、働く世代や高齢者に対し新たにアグリパークの活動団体の取組を紹介し、農業体験に興味を持っていただくなど、身体活動や社会参加につながる取組を進めてまいります。

○副議長（長屋光征君）　農政部長　堀　智考君。

〔農政部長　堀　智考君登壇〕

○農政部長（堀　智考君）　食と農をつなぐ取組のうち、地消地産の推進に向けた今後の取組についてお答えいたします。

県では、ぎふ農業活性化基本計画に基づき、安全・安心や環境への配慮など、地域の消費者が求める農産物を地域で生産し、提供する地消地産の取組を進めております。

まずは、地消地産の取組に賛同する生産者と実需者で構成するぎふ楽しい農業パートナー制度を創設し、岐阜みどり農業認定制度の認定を受けた地域の農産物を取り扱う販売店や飲食店の拡大を図るとともに、消費者の認知度向上に向けて販売コーナーの設置やメニューフェアの開催、ＳＮＳを活用した情報発信などの取組を進めてまいります。

また、学校給食におきましては、地域の農産物の利用を促進するため、今年度より学校給食のニーズと生産現場をつなぐコーディネーターを既に二十八市町村で養成してきておりますが、今後さらにその取組を拡大してまいります。

加えて、地消地産の活動拠点であります直売所が、消費者への小売だけではなく、地域内の飲食店等への供

給や一次加工品の開発など、自らビジネスを拡大していく環境づくりを今後検討してまいります。

○副議長（長屋光征君）　十一番　森　治久君。

〔十一番　森　治久君登壇〕（拍手）

○十一番（森　治久君）　議長のお許しをいただきましたので、これより通告に従い、大きく三項目、四点について質問をさせていただきます。

まず初めに、地方鉄道を生かした沿線のまちづくりについて、知事にお尋ねをいたします。

名鉄広見線の新可児駅から御嵩駅間について、令和十年度末をもって廃線となることが決定されました。この出来事は、一つの路線の廃止という問題にとどまらず、人口減少社会において地域の移動手段をどのように確保していくのか、さらには岐阜県の県土形成をどのように進めていくのかという大きな課題を私たちに投げかけていると考えます。

県内には、養老鉄道、樽見鉄道、長良川鉄道、明知鉄道の四つのローカル鉄道があります。現在は、県や沿線市町による財政支援によって運行が維持されていますが、人口減少や少子高齢化に加え、物価高騰、人件費上昇などにより、その経営環境は今後さらに厳しさを増していくことが予想されます。

しかし、私は、地方鉄道は単なる交通事業ではなく、地域内の移動を支える社会基盤であり、県土の均衡ある発展を支える重要なインフラであると考えます。高齢者でも、学生でも、免許を持たない方も、障がいのある方も、誰もが安心して移動できる環境を確保することは、県民の暮らしを守る行政の重要な責務であります。

私は、これからの公共交通政策は、赤字路線をどう維持するかという発想から、鉄道をどう活用していくかという発想へ転換すべき時期に来ていると考えます。

そこで私が提案したいのは、県内地方鉄道の公有鉄道への変換であります。

道路や河川は共有の財産として、国や県、市町村が整備し、維持管理しています。しかし、鉄道については、地域に不可欠な公共インフラでありながら、運営会社や第三セクターにその負担が委ねられています。

既に養老鉄道では、線路や駅などのインフラ部分については、沿線自治体が中心となって設立した一般社団法人養老線管理機構が主体的に保有・管理し、運行部分を鉄道事業者が担う公有民営の仕組みである上下分離方式が導入されています。

鉄道を地域の公共財として位置づけ、地域内の移動を支えるために行政が責任を持つといった発想がこれからの時代には必要であると考えます。

また、私は地方鉄道を単体で考えるのではなく、大手民営鉄道と地方鉄道との連携を強化する視点も必要だと考えます。

樽見鉄道と養老鉄道は大垣駅、明知鉄道は恵那駅、長良川鉄道は美濃太田駅と結節しており、利用者にとって双方を利用する際の利便性とアクセス性の向上は、地方鉄道の価値のみならず、沿線の価値を高めることにつながります。

その一例が、ＪＲ東海道本線の大垣駅と穂積駅の約七キロの区間への新駅構想です。この中間地点付近に新駅を設け、さらに樽見鉄道と接続することができれば、本巣・西濃地域から岐阜市、大垣市、さらには名古屋方面へのアクセス性が大きく向上します。

これは単なる新駅設置ではありません。鉄道ネットワークを再構築し、地域間連携と新たな人の流れを生み出す県土形成の取組です。さらに、駅を中心に住宅、商業、医療・福祉、公共施設などを配置し、都市計画や

土地利用政策と一体的に進めることで、人口減少時代における持続可能な新たな拠点形成につながるものだと考えます。

鉄道沿線のまちづくりを鉄道会社任せにするのではなく、自治体、企業、コミュニティーなど沿線の様々な主体が連携し、ハードとソフトのまちづくりの取組を行うことにより、まちづくりの好循環を生み出し、沿線価値を高めていく流れをつくり出していくことが重要であり、今後の公共交通政策は守る政策のみならず、つくる政策についても検討を進めていくべきだと考えます。

そこで、つくる政策について、以下二点を知事にお尋ねいたします。一点目として、県内地方鉄道における鉄道を活用したにぎわい創出や観光振興など、まちづくりと一体となった取組の現状と知事のお考えをお聞かせください。

また、二点目として、地域にとって真に必要とされる鉄道としていくには、新たな設備投資の可能性も含め、鉄道の利便性向上などにつながる未来志向の検討が必要であり、県の積極的な関与が重要になると考えますが、知事の御所見をお伺いいたします。

次に、空き家の実態把握に向けた市町村支援について、都市建築部長にお尋ねいたします。

人口減少や少子高齢化、世帯構成の変化などを背景として、全国的に空き家が増加しております。

総務省の令和五年住宅・土地統計調査によりますと、岐阜県内の空き家は十四万八千四百戸となっており、本県においても空き家問題は、今後ますます重要性を増す地域課題の一つであると考えております。

空き家は適切に管理されなければ、建物の老朽化による倒壊の危険、防災・防犯上の不安、景観の悪化、雑草や害虫の発生など、周辺住民の生活環境に様々な影響を及ぼします。

また、空き家が増加することは、地域コミュニティーの活力低下や地域経済の縮小にもつながりかねず、単なる住宅政策にとどまらない課題であります。

こうした状況を受け、国は、平成二十七年五月に空家等対策の推進に関する特別措置法を全面施行し、令和五年には同法を改正いたしました。この改正により、周辺に著しい悪影響を及ぼす特定空家に加え、そのまま放置すれば特定空家となるおそれのある管理不全空家についても、市町村が指導や勧告を行うことができるようになるなど、空き家の適正管理を早い段階から促す仕組みが強化されました。

本県においても、市町村が実施する空き家の利活用や除却への支援をはじめ、岐阜県空家等対策協議会を通じた情報共有、市町村担当者を対象とした研修など、様々な取組を進めていただいております。

しかし、今後さらに人口減少や高齢化が進めば、相続などを契機とした新たな空き家が発生することも予想されます。

しかし、私はこれからの空き家対策には、危険になった空き家を除却する事後対応だけではなく、空き家の発生をできる限り防ぎ、まだ活用できる段階での次の利用へつなぐ予防と利活用の視点が、これまで以上に重要になると考えております。

そのためには、まず県内の空き家の実態をできる限り正確に把握することが必要です。

住宅・土地統計調査による十四万八千四百戸という数字は、本県全体の状況を把握する上でも重要な指標であります。

一方、実際の空き家対策を担う市町村では、現地調査や所有者調査などを行い、特定空家や管理不全空家だけではなく、それ以外の一般的な空き家についても把握している自治体があるものと伺っております。県とし

て、四十二市町村が実際に把握している空き家の戸数や状態、地域ごとの特徴を集約・分析することができれば、今後どの地域で空き家が増加する可能性が高いのか、どのような支援が必要なのかを考える上で、有効な基礎資料になるのではないでしょうか。

そして、もう一つ重要なのが利活用です。私は、空き家を単に地域の負担として捉えるだけではなく、見方を変えれば地域に残された資源として生かすことのできる可能性があると考えております。

例えば、若者や子育て世帯の住宅、移住・定住の受皿、二地域居住、地域交流の拠点、福祉施設、子供の居場所、創業支援施設、サテライトオフィス、さらには古民家を活用した観光振興など、地域の実情に応じて様々な可能性が考えられます。

空き家を一戸活用することは、単に一戸の住宅を再生することだけにとどまりません。そこに人が住み、人が集まり、地域との新たなつながりが生まれることによって、地域コミュニティーの維持や地域経済の活性化にもつながる可能性があります。

その入り口として重要な役割を果たすのが、各市町村で取り組まれている空き家バンクです。県内四十二市町村における空き家バンクの登録件数や成約件数、利用状況などを県として把握・分析し、成果を上げている自治体の取組を他の市町村へ横展開していくことも、県だからこそできる重要な役割ではないでしょうか。

また、国においても空き家対策総合支援事業などにより、空き家の除却や活用、地域の空き家対策への支援が行われています。こうした国の制度を県内市町村が十分に活用できるよう県が情報提供や助言を行い、市町村の取組を積極的に後押しすることが重要であると考えます。

空き家問題は、住宅政策だけで解決できるものではありません。防災、防犯、福祉、子育て、移住・定住、

観光、産業振興、地域コミュニティーなど様々な政策と密接に関係しております。だからこそ、私はこれからの空き家対策を管理・除却という視点だけで捉えるのではなく、県庁内の関係部局、市町村、民間事業者、専門家などが連携し、地域づくりの一環として取り組むことが重要であると考えます。空き家を問題が生じてから対応するものから、早い段階で次の活用へつなぐものへ、そして管理すべき負の財産から地域の未来に生かす資産へ、こうした発想の転換を県と市町村が共有し、地域の実情に応じた空き家対策を進めていくことが、人口減少時代における持続可能な地域づくりにつながると考えます。

そこで、都市建築部長にお尋ねいたします。利活用を含めた空き家対策を行うためには、特定空家などだけではなく、各市町村の全域にわたり空き家の実態把握が必要と考えますが、県として市町村をどのように支援していかれるのか、都市建築部長にお伺いをいたします。

最後に、県の花レンゲを生かした持続可能な農業振興について、農政部長にお尋ねいたします。

かつて岐阜県の春の農村には、田んぼ一面に紫のレンゲの花が咲き、子供たちが花を摘み、地域の皆さんがその風景に春の訪れを感じる、そんな光景が当たり前のようにありました。

レンゲは、昭和二十九年に岐阜県の花に選ばれた本県を象徴する花であります。マメ科植物であるレンゲは、根粒菌の働きによって空気中の窒素を土壌に取り込むため、田植前にすき込むことで緑肥として活用されてきました。

しかし、化学肥料の普及や農作業の効率化、農業を取り巻く環境の変化などにより、かつて各地で見られたレンゲ畑は次第に姿を消し、今日では一面に広がるレンゲを見る機会も少なくなりました。昔はきれいだった、懐かしい風景をもう一度見たいという思いを持つ方も多いのではないでしょうか。

しかし、私はこのレンゲを復活させ、これからの岐阜県農業と地域づくりに生かす新たな地域資源として、改めてその価値を見直すときではないかと考えます。

レンゲは土作りや地力の向上、化学肥料の使用量低減につながるほか、レンゲ畑に集まる蜜蜂は受粉を通じて生物多様性の保全にも貢献し、次世代に豊かな自然環境を引き継ぐ重要な役割を果たすことが期待されます。

このように、レンゲ栽培は、農業生産と環境保全の両面に価値を有する取組であります。

近年、消費者の間では、環境に配慮した農業や持続可能な生産への関心が高まり、農産物を選ぶ際にも、価格や品質だけでなく、どのように生産されたものなのかという生産の背景や、環境への配慮が選択の一つの要素となっています。

こうした中、レンゲ栽培は、化学肥料の使用を抑えた農業として、その環境的な価値を消費者にも分かりやすく伝えることができる取組であると考えます。

そして、こうした取組が消費者から評価され、レンゲを活用して生産された農産物のブランド化や付加価値の向上につながれば、生産者にとっても所得の向上や営農意欲の向上というメリットが生まれます。

つまり、県の花であるレンゲの復活を単なる景観形成にとどめるのではなく、環境に優しい農業を進め、それを消費者の評価につなげ、さらに生産者にも利益を還元しているという好循環を生み出すことで、県の農業振興につなげていくことができるのではないでしょうか。

そして、レンゲの価値は農業だけにとどまりません。

一面に広がるレンゲ畑は、子供たちが農業や自然、生物多様性について学ぶ環境教育や食育の場となり、農家と地域住民との交流を生み出します。また、美しい農村景観として、観光や地域イベント、ＳＮＳなどを通

じた岐阜県の魅力発信にもつながるものと考えます。

レンゲを育て、土を育て、米を育て、人を育て、そして地域を育てる。県の花であるレンゲを市町村やＪＡ、地域の皆さんと共に県内へ広げていく。小さなレンゲの種から、持続可能な岐阜県農業と新しい地域づくりの可能性を育てていく取組であります。

県の花レンゲを、見る花、懐かしむ花から、岐阜県の未来をつくる花へと新たな視点で捉え直してはどうかと考えます。

将来的には、県内各地にレンゲ畑を広げ、その美しい風景を舞台に県民が集い、子供たちが自然や農業に触れ、県内外から多くの人が訪れる岐阜県レンゲフェスタのような催しへ発展させていく。これにより、レンゲを農業、環境、観光、教育、地域交流へとつなぎ、県民みんなで育てる岐阜県の新たな地域資源として未来へつないでいくことができるのではないでしょうか。

私は、この取組を単なる昔の農村風景の再現ではなく、県の花レンゲに新しい価値を与え、次の世代へつないでいく岐阜県レンゲ復活プロジェクトとして進めることを御提案いたします。その実現には、まずレンゲを農業資源として再生し、その栽培を広げていくことが重要であります。

そこで、農政部長にお尋ねいたします。レンゲは緑肥として環境に配慮した米作りに貢献するとともに、美しい田園景観の形成にも寄与する県の花です。この県の花レンゲを復活させ、その栽培を広げながら持続可能な農業振興につなげていくために、県として今後どのように取り組んでいかれるのか、農政部長にお伺いをいたします。

以上で全ての質問を終わります。御清聴、誠にありがとうございました。

（拍　手）

○副議長（長屋光征君）　知事　江崎禎英君。

〔知事　江崎禎英君登壇〕

○知事（江崎禎英君）　私には、地方鉄道に関して二点御質問をいただきました。

まず、地方鉄道を活用したまちづくりの現状と県の考え方について、お答えを申し上げます。

議員御指摘のとおり、現在、地方鉄道を取り巻く経営環境は、沿線人口の減少に加えまして、物価高騰や人手不足の影響もあり、全国的に厳しい状況が続いております。そのような中で、地方鉄道を長期的に維持するためには、通勤・通学といった地域内のニーズだけでは限界があり、沿線の魅力向上や誘客の仕掛けづくりなど域外から人を呼び込むまちづくりや、継続的な観光振興に取り組むことが不可欠でございます。

このため県では、鉄道の強みを生かすには、沿線地域が一体となって鉄道を軸としたまちづくり、これを進めることが重要との考え方の下、昨年度から沿線自治体の首長の皆様の元に幹部が訪問いたしまして意見交換を重ねてまいりました。加えて、自治体の財政負担の軽減も念頭に置きながら、国の鉄道事業再構築事業というのがありますけれども、これの活用を含め、今後の鉄道の在り方に関する勉強会なども開催してまいりました。

その結果、鉄道を単なる移動手段としてではなく、まちづくりや観光振興の核となる資源として、より積極的に活用しようとする新たな動きが芽生えてきておるところでございます。

こうした動きを受けまして、この夏には、私自身も長良川鉄道、樽見鉄道、養老鉄道の沿線自治体の首長の皆様と、鉄道を軸としたまちづくりや観光振興について率直な議論を行ったところでございます。

鉄道沿線の観光振興を進める上で最も重要な点は、鉄道を軸に地域の観光資源を結びつけ、観光客を沿線全体で迎える視点でございます。例えば、せんだって議論いたしましたけれども、長良川鉄道の中で例えば小瀬鵜飼いというのがございますが、これをＰＲする場合には、小瀬鵜飼い単体で議論するのではなく、鉄道沿線で充実した一日を過ごせるように昼間の過ごし方ですね、鵜飼いそのものは夜しかありませんので、昼間の過ごし方として郡上市の町並みの散策や沿線地域の自然、グルメをセットでＰＲして周遊観光につなげていくということが重要となってまいります。こうした視点から、長良川鉄道沿線では現在、自治体の発案で産業界も加わる形で観光振興を目的とした協議会の設立準備が進められており、今後の展開を期待しているところでございます。

このほか、樽見鉄道、養老鉄道、明知鉄道におきましても、沿線自治体の首長の皆様が鉄道を軸としたまちづくりに意欲的に取り組んでおられておりますので、それぞれの沿線のさらなる活性化にも大いに期待しているところでございます。

鉄道は定時性、時間どおりに走るということですね、に優れ、路線が地図上で明確、地図を見ればどこを走っているか分かるということですね。この結果として、旅行者など土地カンのない方にも使いやすい交通手段であり、域外から人を呼び込む面で大きな強みとなります。県といたしましても、関係者の皆様と連携して鉄道の強みを生かし、沿線のまちづくりを積極的に支援してまいります。

次に、鉄道の価値を高めるこうした未来志向の検討に対する県の関与について、お答えをさせていただきます。

議員御指摘のとおり、地方鉄道を単なる移動手段として捉えるのではなく、観光などの経済活動や人々の交

流など、沿線全体の活力を生み出す核として位置づける視点が重要でございます。

そのためには、今申し上げてきましたけれども、まちづくりの主体である沿線自治体を中心とする地域の皆様が連携し、域外から人を呼び込むことも含めて、沿線を一体的に捉えた将来像を検討し、共有することが重要であると考えております。

例えば、明知鉄道におきましては、沿線自治体が明知鉄道沿線地域公共交通計画というのをつくっておりまして、この下で将来像を共有し、地域資源を生かした誘客に取り組んでおられます。

また、今ほど申し上げました、長良川鉄道の一例を申し上げましたけれども、議員の地元を走ります樽見鉄道におきましても、現在放送中のＮＨＫ連続テレビ小説「ブラッサム」を好機と捉えて、宇野千代さんのゆかりの淡墨桜を生かした広域的な誘客に取り組むことも考えられます。加えて、樽見鉄道の利用が淡墨桜の見頃の時期に集中するという実情を踏まえまして、北部の谷汲の華厳寺、そして南部の大型商業施設モレラ岐阜や大垣周辺のビジネス拠点など、多様な地域資源を鉄道で結び、年間を通じた周遊や交流の促進につなげていくことも期待されるところでございます。

さらに、県全体の将来を見据えれば、今後リニア中央新幹線が開業した際に、その効果を県内全域に波及させるためには、県内各地へのアクセス性や周遊性を高める交通ネットワークの構築が不可欠でございます。その中においても、地方鉄道は単なる沿線住民の移動手段にとどまらず、観光や交流を支え、地域の活力を生み出す基盤として、今後ますます重要な役割を担うべきものと考えております。

こうした観点から、地方鉄道の利便性や魅力の向上につながる新たな設備投資の在り方も含め、地域の将来を見据えた未来志向の議論が進められていることが重要であると考えております。

沿線自治体を中心とする地域の皆様が将来像を共有し、その実現に向けた具体的なプロジェクトを主体的に進められるのであれば、県としても積極的にその議論に参画し、広域的な観点から必要な調整や支援を行うなど、地域が目指す将来像の実現を後押ししてまいります。私自身も、地域の皆様と将来像を共有しながら、その実現に向けて伴走するパートナーとして力を尽くしてまいります。

○副議長（長屋光征君）　都市建築部長　飯島竜二君。

〔都市建築部長　飯島竜二君登壇〕

○都市建築部長（飯島竜二君）　空き家の実態把握に向けた市町村支援について、お答えいたします。

県では、今年度政策オリンピックにおいて、地域資源として空き家を利活用するモデル事業を支援しているところです。

こうした取組を効果的に推進するには、県内の空き家の所在や状態を的確に把握することが重要と認識しております。

空き家の調査に対しては、国の補助制度に加え、県による上乗せ補助も行っておりますが、調査を実施している市町村は二十四にとどまっております。実施していない市町村の理由を聴取したところ、倒壊のおそれがあるなど、危険な空き家の把握及び対策を優先しているという意見が多くありました。

今後は、市町村向けに例年開催している研修会に加え、新たに担当者向けの勉強会を年内に開催し、国と県の補助制度の周知を行い、活用を促してまいります。さらに、年度末に開催を予定している政策オリンピックの成果報告会には、市町村に加え不動産関係団体などにも参加していただくことで、より多くの市町村で実態把握及び利活用の取組が進むよう働きかけてまいります。

○副議長（長屋光征君）　農政部長　堀　智考君。

〔農政部長　堀　智考君登壇〕

○農政部長（堀　智考君）　県の花レンゲを生かした持続可能な農業振興について、お答えいたします。

本県はレンゲを県の花とする唯一の県です。レンゲは春の田園風景を彩る花としてだけではなく、水田にすき込んで肥料として利用する緑肥として米作りを支えてきた重要な農業資源でもあります。

レンゲ栽培は、播種やすき込み作業のコストや、害虫被害への対応などでの課題もあることから、栽培面積が大きく減少してきましたが、環境負荷低減の観点から再び見直されており、現在西濃地域を中心に、レンゲを活用した米作りが行われております。

また、大垣養老高等学校では、農協と連携したレンゲ米ハツシモプロジェクトに取り組まれており、今年度からは県も連携し、レンゲに着目したハツシモのブランディングを進めているところです。

今後は、県の花という本県独自の資源を生かし、その価値を発信しながら、国の交付金を活用した支援や普及活動による技術指導などを通じて、環境調和型農業の推進につなげてまいります。

○副議長（長屋光征君）　三十八番　伊藤正博君。

〔三十八番　伊藤正博君登壇〕（拍手）

○三十八番（伊藤正博君）　ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、大きく三項目について一般質問をさせていただきます。

最初は、知事に日欧宇宙展の効果と宇宙産業の振興についてお伺いをいたします。

本県は、我が国有数の航空宇宙産業の集積地であります。各務原市を中心に航空機関連企業が集積し、長年

にわたり日本のものづくりを支えてきました。その規模は、二〇二一年経済センサス活動調査や、二〇二五年経済構造実態調査によると、事業所数は全国第二位、従業者数、製品出荷額においても全国三位を誇るものであります。

近年では航空分野に加え、宇宙分野への期待も高まっておりますが、その一方で、産業を支える人材の確保や育成はますます重要な課題となっております。

どれだけ優れた技術や企業があっても、それを支える人材がいなければ産業の発展はありません。私は、本県が将来にわたって航空宇宙産業県として発展していくためには、県民、とりわけ子供たちや若い世代が航空や宇宙に興味を持ち、その可能性に触れる機会を増やしていくことが重要であると考えております。

そうした中で、大きな役割を担っているのが、岐阜かかみがはら航空宇宙博物館、空宙博であります。空宙博は、日本唯一の本格的な航空と宇宙の専門博物館として、本県の航空宇宙産業の歴史や技術力を発信するとともに、次代を担う人材育成の拠点として役割を果たしてまいりました。

その取組の一つが、この秋から来春にかけて開催される日欧宇宙展であります。

今回の企画展は、空宙博が海外の博物館や研究機関との連携を積み重ねてきた成果として開催されるものであり、国際協力による宇宙開発が大きなテーマとなっております。

宇宙開発というと、多くの方はアメリカのＮＡＳＡやスペースＸ、中国の宇宙開発などを思い浮かべるかもしれません。しかし、現在の宇宙開発は一国だけで進める時代ではありません。技術面においても、資金面においても、一国のみで完結させることは難しく、それぞれの国や機関が強みを持ち寄りながら、国際協力によって進める時代となっております。

今回の日欧宇宙展は、そうした宇宙開発の最前線を県民に分かりやすく伝える企画であります。生活に欠かせないＧＰＳによる位置情報、気象予報、衛星通信など、宇宙技術は決して遠い世界の話ではなく、私たちの生活そのものを支える社会基盤となっており、そうした宇宙と暮らしのつながりを子供たちから大人まで広く学んでいただける内容となっております。

さらに、今回の大きな見どころは、日本のＪＡＸＡと欧州の宇宙機関ＥＳＡが共同で進めている国際水星探査計画ベピコロンボであります。

二〇一八年十月に打ち上げられた探査機は、本年十一月に水星周回軌道へ投入される予定であり、ＪＡＸＡが開発した水星磁気圏探査機「みお」とＥＳＡが開発した水星表面探査機「ＭＰＯ」が分離され、本格的な探査を開始する計画であります。

企画展では、ＪＡＸＡが開発した水星磁気圏探査機「みお」の熱試験モデルや、「みお」と「ＭＰＯ」が連結した状態の実物大模型などが展示されると伺っております。

今まさに宇宙空間を航行している探査機の計画に触れ、これから始まる探査の意義を学ぶことのできる極めて貴重な機会であります。また、展示だけではなく、会期中に関係者による講演会、子供向けの工作教室なども予定されており、見るだけではなく体験する企画となっております。

この日欧宇宙展の価値は、貴重な展示物を見ることにとどまらず、宇宙への興味や関心を育み、科学技術の魅力に触れ、将来の可能性を考えるきっかけを提供することにあります。

繰り返しとなりますが、本県には世界に誇る航空宇宙産業の集積があります。今後、宇宙産業の裾野がさらに広がっていくことが期待される中、県民が宇宙をより身近に感じ、その可能性を知ることは、将来の産業を

支える人材の裾野を広げることにもつながります。そうした意味で、今回の日欧宇宙展が、岐阜県の宇宙産業の未来を担う人材を生み出すきっかけになることを強く期待するものであります。

そこで、知事にお尋ねをいたします。今回の日欧宇宙展は、国際協力による宇宙開発を県民に身近に感じていただく貴重な機会であると考えておりますが、県はどのような効果を期待し、今後、宇宙産業の振興にどのようにつなげていく考えなのか、お伺いをいたします。

次に、昨日と本日も他会派から質問がありましたが、私からも県立高等学校への空調設備の整備についてお伺いをいたします。

近年の猛暑は、もはや一時的な異常気象ではなく、新たな日常となりつつあります。今年の夏も県内では夏休みに入る前から厳しい暑さとなり、その後、各地で三十七度、三十八度を超える気温が観測され、七月下旬には四十度を超える地点もありました。かつては真夏の一部の期間だけを心配しておればよかったものが、今では六月の段階から厳しい暑さに見舞われる状況となっております。

こうした環境の中で、子供たちが学び、運動し、学校生活を送る場所の安全を確保することは、県の重要な責務であります。特に、体育館は授業だけではなく、部活動、学校行事、地域の避難所など、多様な用途で活用されておりますが、猛暑時には十分な活動が困難になる場面も生じております。

屋外での活動が危険な状況となれば、本来であれば体育館を活用すべきであります。しかし、その体育館自体も高温となるため、安全な活動場所が失われるという状況が現実に起きております。この問題は、もはや先送りできる段階にはありません。

現在、県立特別支援学校の体育館については空調整備が進められ、令和九年度をもって全校で整備が完了す

ると伺っております。一方で、県立高校については、依然として全ての体育館で空調設備が整備されていない状況にあります。

もちろん、空調設備の整備には多額の費用が必要であります。教育委員会の試算によれば、体育館の規模や築年数等によって差はあるものの、一校当たりで平均約一億五千万円程度の整備費を要するとされております。さらに、昨今の物価高騰を踏まえれば、今後の事業費増加も見込まれます。

県立高校は六十校を超えておりますので、一度に全校整備することは困難であることは十分理解しております。また、整備後には、電気料金などのランニングコストも発生することなどから、財政面の課題があることも十分承知しておりますが、だからといって検討を続けるだけではなく、具体的な整備計画の策定と事業着手が必要と考えます。

この問題については、これまでこの議場で度々取り上げられてきましたが、県側からは必要性については理解を示す答弁が繰り返され、多額の予算を要するため今後検討するといった答弁に終始されてきました。近年の気象状況を考えれば、そろそろ次の段階へ進むべき時期に来ていると考えます。

そこで重要なのは、いつまでにどのような順序で整備していくのかという、県としての方針を明確に示すことであります。

仮に、年間十校程度ずつ整備するとしても、全校整備には五年から六年を要します。逆に言えば、今着手しなければ、その分だけ完成時期も後ろにずれ込むことになります。

また、整備計画を示さないままでは、学校現場においても不公平感が生じます。自分の学校はいつ整備されるのか、なぜあの学校は早くてうちは遅いのか、こうした声は当然出てまいります。しかし、例えば五年間の

全体計画を示し、三年後には整備される、四年後には整備されると見通しが分かれば、学校現場の受け止め方も大きく変わり、少なくとも将来への期待を持ちながら待つことができます。

今定例会においても、私を含め、四人の議員がこの問題を取り上げております。各会派を超えてこれだけの議員が声を上げているという事実は、この課題がもはや県民共通の喫緊の課題として広く認識されていることの表れであります。

必要性については、この議場で長年にわたり議論が積み重ねられてまいりました。しかし、理解を示すだけでは子供たちの環境は何も変わりません。今こそ求められているのは、いつまでにどの学校から整備するのかという具体的な計画を県として明示することであります。必要性の認識から、計画の策定、実行へ一歩踏み込んだ答弁をぜひ期待したいと思います。

そこで、教育長にお尋ねをいたします。県立高校体育館への空調設備の整備について、新年度予算から計画的な事業着手を目指し、全校整備を見据えた整備計画を策定するべきと考えますが、教育長のお考えをお聞きいたします。

次に、持続可能な地域医療提供体制の確保に向けた医療機関への支援について、お尋ねをいたします。

県では、現在、二〇四〇年を見据えた新たな地域医療構想を二〇二八年度までに策定する予定であり、県内五圏域の地域医療構想等調整会議においても具体的な協議が始まっております。

新たな構想は、限られた医療資源を地域全体で有効に活用し、それぞれの医療機関が担う役割を明らかにしながら、持続可能な医療提供体制を構築するためのものであります。その意義は大きく、まさに今議論を進められているところですが、役割分担や機能分化を構想として描くことと、その構想を現実のものにすることと

を、切り離してはいけないと思います。

地域医療構想の中で、必要とされた医療機能であっても、それを担う医療機関が経営的に成り立たなければ、構想は絵に描いた餅になってしまいます。医療提供体制を見直すことと、地域に必要な役割を担う医療機関の制度面、財政面から支えることは、一体的に進める必要があります。

では、その医療機関の経営は今どのような状況にあるのでしょうか。病院団体による経営調査においても医療損益や経常損益の悪化が示されており、公立、公的、民間を問わず、地域医療を支える病院の経営基盤が揺らいでおります。

その背景には、人件費の上昇をはじめ、医療材料費、食材料費、光熱水費、委託費などの物価高騰に加えて、救急、小児、周産期、僻地医療など、地域に欠かすことのできない医療には採算性だけでは維持することが難しい分野もあります。

さらに、人口減少や高齢化、医療需要の変化、医師・看護師をはじめとする医療人材の不足にも直面しております。

こうした状況を踏まえれば、医療機関の経営悪化を一律に経営努力の不足によるものと捉えるということは適切ではありません。診療報酬の仕組みや物価高騰、採算確保の難しい医療の提供、人口減少など、個々の医療機関の努力だけでは解決することが難しい課題が重なっているからであります。

では、現在の支援制度はこうした課題に十分対応できているのでしょうか。

現在、公立病院には病院事業債や各種補助金などがあります。令和七年度には、経営改善実行計画の策定を条件として、公立病院の資金繰りを支援する病院事業債（経営改善推進事業）も創設されましたが、この制度

は令和七年度から令和九年度までの時限措置であり、病院事業債である以上、将来的には返済しなければなりません。

補助金についても、対象事業や適用要件が定められており、日々の運営の中で生じる資金不足に必ずしも柔軟に対応できるものばかりではありません。

こうした中、県内の自治体から、国に対して医療機関緊急キャッシュ・フロー保障基金、仮称ではありますけれども、の創設が提案されました。これは、公立・民間を問わず、地域医療を支える医療機関に緊急的な資金需要が発生した際、返済義務のない形で運転資金を支援する制度を国において創設してはどうかという提案であります。

返済義務のない運転資金への支援は、実質的には赤字補填に近い性格を持ち、財政規律などの観点から慎重な検討が必要であることは言うまでもありません。

この提案の背景には、既存の支援制度だけでは資金繰りの問題に対応し切れないという現場の危機感があり、地域医療の持続可能性に対する地方からの問題提起として受け止める必要があります。

国においても、医療機関の厳しい経営環境を踏まえ、令和八年度診療報酬改定において、賃上げや物価高騰、入院時の食費、光熱水費などへの対応が盛り込まれました。令和八、九年度の二年間を平均した本体改定率は、プラス三・〇九％とされ、令和六年度改定以降の経営環境の悪化を踏まえた緊急対応分も含まれております。

しかし、その効果は、医療機関の規模や機能、算定できる入院基本料や各種加算、救急医療などのそれぞれの病院が担う役割によって異なるものだと考えております。改定率という全体の数字だけを見るのではなく、今回の改定が県内医療機関の収支や資金繰りにどのような効果をもたらしたのか、地域や医療機能ごとに丁寧

に把握する必要があります。

こうした課題は、県内各地域においても共通して生じているものでありますが、ここでは岐阜医療圏の一例として、各務原市の状況を取り上げながら具体的に申し上げたいと思います。

各務原市にある東海中央病院は、岐阜圏域の地域医療と救急医療において重要な役割を担っておりますが、その役割の大きさとは裏腹に、同病院を取り巻く経営環境は深刻を極めております。

令和八年八月に開催された東海中央病院連絡協議会において、令和七年度の決算状況として、経常損益が約十二億円の赤字である旨が報告されました。これは、過去最大であった令和六年度をさらに上回る赤字額であり、累積する赤字額は自助努力の限界を超えており、依然として極めて危機的な経営状況が続いております。

こうした経営の実態を踏まえた上で、同病院の機能と役割について申し上げたいと思います。

同病院は、年間約三千八百件の救急搬送を受け入れており、そのうち六割から七割は軽症・中等症とされております。仮に、同病院の急性期機能が縮小または廃止された場合、少なくとも三千件程度の救急搬送の受皿を岐阜医療圏全体としてどのように確保するかが問われることになります。

各務原市は岐阜医療圏の東に位置しており、市内の一部地域では岐阜市内の病院より愛知県側の病院のほうが地理的に近い実態があります。仮に、急性期機能を岐阜市内の病院に集約した場合、各務原市東部から救急搬送距離は大幅に延びることになります。医療圏という行政上の区域と、市民の実際の生活圏や搬送実態とのずれを地域医療構想の議論の中で丁寧に扱っていく必要があると考えます。

こうした地理的実態を踏まえれば、県境を超えた医療連携の可能性についても、中長期的な視点から検討しておく必要があると考えます。連携の実現には、愛知県側にとっても合理性のある枠組みを丁寧に検討するこ

とが前提になりますが、実際の患者の流れや搬送実態を踏まえながら、早い段階で関係機関との情報共有を進めておくことが望ましいと考えます。

中長期的に見たとき、東海中央病院が現在の形のまま存続し続けることができるかどうか、必ずしも確かではありません。仮に、同病院の機能が変化していく場合には、他の医療機関に段階的に役割を移していくため移行期間が不可欠であり、この設計を今から始めなければ、機能が縮小した段階で問題が一気に顕在化するおそれがあります。新たな地域医療構想の策定において、こうした移行シナリオをあらかじめ視野に入れておくことが必要だと考えます。

東海中央病院の例は、岐阜圏域における一つの具体的な課題でありますが、同様の課題は県内各地域においても生じるおそれがあります。

地域医療構想を実効あるものにするためには、構想の策定と並行して、各地域の実態や医療機関の機能変化を見据えた移行シナリオの設計、必要に応じて県境を超えた医療連携の検討を進めるとともに、地域に必要な役割を担う医療機関を経営面からしっかり支えていくことが求められます。

以上、財政支援制度の課題から、東海中央病院の具体的な事例まで申し上げてまいりましたが、これらは切り離して考えられる問題ではありません。診療報酬や国の財政支援制度など、県だけでは解決できない課題については、地域医療を担う医療機関の実情を具体的に示しながら、国に対して制度改善を強く求めていくべきであると考えます。

そこで、健康福祉部長に伺います。厳しい経営環境にある地域の医療機関が、今後も持続的にその役割を果たし、新たな地域医療構想の下で地域に必要な医療提供体制を確保していくためには、国への要望も含めて、

今後どのような支援策が必要であると考えられているのか、お伺いをいたします。

以上で私の質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

（拍　手）

○副議長（長屋光征君）　知事　江崎禎英君。

〔知事　江崎禎英君登壇〕

○知事（江崎禎英君）　私には、日欧宇宙展の効果と宇宙産業振興について、お尋ねをいただきました。

各務原市にあります岐阜かかみがはら航空宇宙博物館、愛称宇宙博でございますが、これは議員御指摘のとおり、国内唯一の航空宇宙の本格的な専門博物館であり、これまで航空宇宙に関わる海外の博物館や研究機関と連携した企画展を開催するなど、宇宙開発の歴史と最前線の挑戦を伝え、その魅力を発信し、本年八月に来館者数二百万人を達成いたしました。

本議会初日の提案説明で御紹介しましたように、航空宇宙分野などを対象とします本県の地域産業クラスター計画が中部地域で唯一先行事例として国から選ばれた背景として、この宇宙博が人材育成の拠点として大きな貢献をし、この分野での日本の成長を支えてきた表れであると確信しております。

こうした中、過去最大級の展示規模で開催いたします日欧宇宙展でございますが、世代を問わず多くの方々に国際協力が生み出す技術と挑戦の感動、これを体感していただくことで、宇宙への興味や関心が高まり、宇宙分野に挑戦する若者や、新規参入を目指す県内企業が増えることを期待しているところでございます。

宇宙分野におけます産業振興の面では、昨年設立いたしましたＧＩＦＵスペースビジネス協議会、これを核といたしまして、県内企業の宇宙産業への新規参入や販路拡大を支援しております。会員数は既に百六十を超

えておりまして、先月開催いたしましたシンポジウムには、情報サービス業や保険業、建設業など幅広い分野の企業の参加があり、宇宙産業への高い関心と参入意欲が示されたところでございます。

今年度からは新たに県内企業や岐阜大学、県の試験研究機関が参画するワーキンググループを三つ立ち上げまして、宇宙部材へのセラミックスの利用や宇宙食における県内素材活用の可能性を探るなど、岐阜県初の宇宙ビジネスの創出に向けた取組を始めております。

今後は、海外も含めた宇宙関連企業を招いて、県内企業とのマッチングや投資を呼び込むための金融機関を交えた勉強会を新たに開催し、県内企業の事業参入を後押しすることで、宇宙産業を本県の核となる産業に成長させてまいります。

次に、人材育成の面でございますが、岐阜大学と連携して県内高校生向けの宇宙工学講座を開催し、これまでの十年で総勢六百五十四名、今年度は過去最多となります百三十九名が宇宙に関する基礎知識や技術を学んでおります。

また、今月からは高校生に加え、若手の企業技術者が参加し、人工衛星の機能を学びながら検証用モデルを製作する講座と、衛星測位データの活用方法を学びながら地域の課題解決に向けたアイデアを提案する人材育成講座をスタートいたします。

今後も、ＪＡＸＡをはじめとした関係機関のキーパーソンと意見交換を行いながら、宇宙博の展示や宇宙工学講座の内容の充実を図り、宇宙産業の未来を担う人材の育成・確保につなげてまいります。

○副議長（長屋光征君）　教育長　堀　貴雄君。

〔教育長　堀　貴雄君登壇〕

○教育長（堀　貴雄君）　県立高校の体育館の空調について、今回の議会において四人の議員の方々から、さらに今までも多くの議員の方々から御心配いただいたことに感謝しつつ、ただいまいただいた伊藤正博議員の御質問、整備に向けた計画策定についてお答えをします。

今年の夏は、県内において四十度を超える酷暑日が観測されるなど、暑さが一段と厳しさを増しております。こうした中、一部の学校においては、一学期の終業式をオンライン方式に変更して対応したほか、体育の授業を実技から座学に切り替えて実施するなど、体育館を活用した学校活動に支障が生じております。

このため、体育館の空調設置は議員おっしゃるとおり喫緊の課題であり、できる限り早期に取り組んでいく必要があるとの認識の下、来年度当初予算に向けて、段階的に整備を進めるための計画を検討してまいります。

整備計画の検討に当たっては、体育館の利用頻度や避難所としての役割に加え、県有の建物に関する長寿命化計画に基づく修繕の予定なども勘案する必要があると考えております。

さらに、既に整備計画を策定しているほかの県においては、生徒数や気温の状況などの観点も考慮していることから、こうした点も踏まえながら総合的に検討を進めてまいります。

○副議長（長屋光征君）　健康福祉部長　中西浩之君。

〔健康福祉部長　中西浩之君登壇〕

○健康福祉部長（中西浩之君）　持続可能な地域医療提供体制の確保に向けた医療機関への支援について、お尋ねがございました。

医療提供体制については、現下の経営状況を含めた短期的視点と、二〇四〇年を見据えた中長期的視点の両面での取組が重要となります。

昨今の厳しい経営状況を踏まえ、国における先般の診療報酬のプラス改定や賃上げ、建設費高騰などへの支援のほか、県も国の交付金による物価高騰への支援を行いました。今後も臨時的な診療報酬改定や、新たな財政支援等を適時国に要望してまいります。

一方、中長期的には、医療を取り巻く環境が大きく変化することから、新たな地域医療構想の下、医療機関の連携、再編、集約化などを通じ、あるべき医療提供体制の実現を目指す必要があります。その際には、救急搬送体制に係る受入れの役割分担や、受入れ後の連携についても点検を求められることとなるため、構想区域や県境を超えた協力の必要性も含めて検討してまいります。

さらに、新たな構想の実効性を高めるには、役割分担や連携、再編、集約化に係る関係医療機関の調整や合意形成が欠かせないことから、これを支援する伴走型の仕組みを新たに検討してまいります。

○副議長（長屋光征君）　十六番　森　益基君。

〔十六番　森　益基君登壇〕（拍手）

○十六番（森　益基君）　お疲れさまでございます。

一般質問も二日目、私が最終でございますので、いましばらくよろしくお願いをいたします。

改めて、十六番　森　益基です。

議長より発言のお許しをいただきましたので、通告に従い質問を行います。

今回は、農政問題二点を知事と農政部長に質問してまいります。

まず最初に、岐阜みどり農業認定制度の推進について知事にお伺いをいたします。

今年度、令和八年度から、今後五年間の岐阜県農政の指針となるぎふ農業活性化基本計画がスタートいたし

ました。

この計画では、楽しい農業・儲かる農業の実現を基本理念に掲げ、新たな担い手の確保に向けたアグリパーク構想の実行や、流通ルートの開拓、販路拡大などに取り組むこととされています。あわせて、環境調和型農業と消費者をつなぐ新しい仕組みづくりにも取り組むこととされているところであります。

過日の日本農業新聞の記事によりますと、九月上旬に開催された岐阜県農政審議会では、令和三年から七年までのぎふ農業・農村基本計画の取組結果と今後の方針について報告されたとありました。基本計画の指標ごとの達成を目指した六十九のうち、主要五指標の計画最終年、昨年令和七年実績は、一つ目の指標として、担い手育成数は二千六百九十八人・経営体と目標の二千二百人・経営体を大きく上回っており、経営体の規模拡大に伴い、雇用就農者が大幅に増えたとのこと。二つ目の指標として、地域防災力の向上に取り組むため池数も、累計二百七十七か所と目標の二百七十か所をクリア、ため池防災行動計画を二十五市町、二百七十二か所で作成したほか、図上訓練を四市五か所で実施したと報告されています。

一方で、三つ目の指標として、地産地消率については四〇・六％と目標とした五二％には届かず、また四つ目の指標として、私が前回六月議会で質問をいたしました飛騨牛関連で、香港や台湾を中心に他県産の低価格和牛のあおりを受けた結果、飛騨牛の輸出量にあっては五十四・一万トンと、目標の百万トンを大きく下回ったとの報告でありました。

そして、五つ目の指標として、県独自の農業生産工程管理、ＧＡＰ評価制度「ぎふ清流ＧＡＰ」実践率は、一九・七％であったと報告されました。これは、目標の三五％には届かない結果となりましたが、認証数が百四十四件と増えた反面、普及指導対象の経営体数が七百三十一経営体になったため、割合で目標達成に至らな

かったと分析結果が併せて報告されています。

少し話は変わりますが、民間調査会社帝国データバンクの調査によりますと、今年一月から八月に廃業や事業を撤退した米農家が最多ペースとなったとの調査報告が発表されました。在庫米が品薄となった二〇二四年夏の、いわゆる令和の米騒動以降の価格高騰から、つい先週では米五キロの平均販売価格は二千円台までに下落し、価格の乱高下が生産現場に厳しい影響を及ぼし、結果、米農家の廃業・離農の流れが加速する旨、警鐘を鳴らしています。改めて、農業に対する支援の必要性が高まっているところであります。

また、今後の農業振興においては、単に生産量や所得の拡大を目指すだけではなく、環境への配慮や安全・安心な農作物の生産といった付加価値を高める取組を進め、それを消費者から選ばれる力につなげていくことも重要であります。

さて、そうした流れの中で、国においては、令和三年にみどりの食料システム戦略を策定するとともに、この戦略を後押しするみどりの食料システム法、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律を令和四年度に制定し、環境負荷の低減と持続可能な農業の実現に向けた取組が強力に進められております。

その施策の一つとして、みどりの食料システム法に基づき、環境負荷低減に取り組む農業者の五年間の営農計画を都道府県知事が認定するみどり認定制度を位置づけ、税制優遇や補助事業の採択が優先されるなどのメリットを措置しながら、強力に推進されているところであります。農林水産省のホームページによりますと、令和八年七月末時点で、全国の三万九千二百三十五農業経営体がその認定を受けています。

本県、岐阜県においても、みどりの食料システム法に基づき、県と市町村が共同で岐阜県みどりの食料シス

テム推進計画を令和五年三月に策定し、持続可能な農業をさらに推進するための目標や施策が位置づけられてまいりました。

こうした中、昨年度、令和七年度の第四回定例会において、県は、環境に配慮した農業の取組に加え、農産物の生産工程を適切に管理し、安全・安心を確保するぎふ清流ＧＡＰ評価制度の視点を取り入れた新たな認定制度を創設する旨の答弁により、今年六月にはまさに本日から、十月から、岐阜みどり農業認定制度の運用を開始すると発表をされたところであります。

岐阜県では、これまで化学肥料や、化学合成農薬の使用低減に取り組むぎふクリーン農業や有機農業の推進など、環境と調和した農業の普及を進めてまいりました。また、国際水準に準拠した高度なぎふ清流ＧＡＰの取組を通じて、食品安全はもとより環境保全や労働安全の確保、生産工程の適切な管理を推進してきたところであります。

このＧＡＰの取組は、農薬や肥料の適正使用、作業記録の徹底、農作業事故の防止などについて生産者が点検と改善を繰り返すことで、消費者からの信頼向上と、農業経営の効率化につながる重要な役割を果たしていると考えます。

今後は、環境に配慮した生産活動に加え、これまでぎふ清流ＧＡＰで培ってきた生産工程の管理や持続可能な経営の視点を組み合わせた岐阜みどり農業認定制度が、本県農業の新たな価値創出につながるものと大いに期待するところであります。

本制度の効果を十分に発揮していくためには、生産者が取り組みやすい制度として定着させ、幅広い生産者に取り組んでいただくことが重要であります。また、安全・安心や環境への配慮、鮮度といった地域の消費者

が求めるものを地域で生産し、供給する取組、消費者の皆様に地元農産物を安定的に選んで購入してもらうため、従来の供給主導型のいわゆる地産地消から、消費者ニーズに即した需要創出型のアプローチ、地消地産へ転換し、併せて、農産物が持つ生産者の努力などのストーリーをしっかりＰＲして、消費者に取組の価値を認知していただき、販売拡大につなげることも極めて重要と考えます。

そこで、知事にお伺いをいたします。新しい岐阜みどり農業認定制度の運用開始により、今後環境と調和した持続可能な農業の推進に当たって、どのような効果を期待し、生産と販売の両面施策を展開していかれるのか、お考えをお伺いいたします。

次に、農業用ため池の防災対策について、農政部長にお伺いをしてまいります。

先ほど来申し上げてきたとおり、本県の農業は、地域経済と県民への食料供給を支える重要な産業であり、安定的な農業経営のためには、その下支えとなる農業用水の安定供給が不可欠であります。

農林水産省によると、我が国の水総使用量のうち約六六％、五百三十二億トンが農業用水として使用され、取水された水は使用後に大部分が河川や地下水へ戻り、下流域で再利用されるとのことであります。

また、水路や水田は、地域の気候緩和、防火用水、生態系保全などの役割も果たしております。

この農業用水の安定供給のためには、河川の水をせき止めて水位を上げ、農業用水などを水路へ取り入れる頭首工や、川や湖、地下水などからポンプを使って水をくみ上げ、標高の高い田や畑、水槽へ送り出す揚水機場など、様々な農業水利施設が整備されてきておりますが、とりわけ天水に苦労してきた地域では、ため池が大変重要な役割を果たしてまいりました。

そうした農業用のため池が、皆さん、岐阜県内には幾つあるか御存じでしょうか。

本県には二千百七十八か所もの農業用ため池があり、その約三三％に当たる七百十六か所が私の地元中津川市には存在し、農業用水の安定供給を担っています。

また、本県では、決壊した場合に下流域の住宅などに被害を及ぼすおそれのあるため池一千三百一か所を防災重点農業用ため池として指定しておりますが、地元中津川市には、その約三一％に当たる四百五か所が存在しており、防災・減災対策の重要性が高まっているところであります。

さて、他県と比べても数多くある本県の農業ため池の直面している主な課題は、次の二点が上げられます。

一つ目は、施設の老朽化と機能低下であります。農業用ため池の多くは、江戸時代から昭和三十年代にかけて築造されたものであり、築造から数十年、古いものになると数百年が経過し、堤体の劣化や漏水が見られます。農業用水の安定供給を維持していくためには、計画的な補修や改修など、適正な施設管理に向けた対応が必要であります。

また、ため池の管理を担う地元農家や土地改良区では、管理者の高齢化や後継者不足が進んでおり、施設の維持管理環境も厳しさを増しております。

二つ目は、地震や豪雨による被災です。平成二十三年の東日本大震災では福島県で、平成三十年の西日本豪雨の際には広島県において、ため池が被災し、貴い人命が失われました。近年では、全国各地で集中豪雨や線状降水帯が発生しており、本県においても去る九月八日から九日にかけて、美濃地方を中心に線状降水帯が発生し、県内の農業施設にも多くの被害が発生しました。

このように、極端な気象現象や地震による被災リスクが高まる中、ため池が万が一決壊した場合に想定される浸水想定区域、浸水深、これは水があふれたとき地面から水面までの高さを表す深さを示しますが、そうし

たため池ハザードマップの作成と地域住民への周知など、徹底した防災・減災対策が一層重要となってきていると考えます。

これらの課題がある中、県が掲げる楽しい農業・儲かる農業を実現していくためには、農業用水の安定供給と地域住民の安全確保の両立が重要であり、その基盤となる農業用ため池の適切な整備、更新及び維持管理を着実に進めていく必要があると考えます。

さて、今年十一月五日、六日の二日間、第二十八回全国ため池フォーラムｉｎぎふが本県で初めて開催されることとなっています。

繰り返しになりますが、本県にある二千百七十八か所の農業ため池のうち約千三百か所以上が防災重点農業用ため池に指定されており、老朽化対策と防災機能の強化が急務となっていることや、また本県農業が目指す楽しい農業・儲かる農業を全国にＰＲする絶好の機会であることから、本フォーラムを本県で開催する意義は極めて大きいものと考えます。

現在、フォーラム開催に向けて準備が進められているさなかでありますが、その概要について少し御紹介をいたしたいと思います。議場配付資料を御覧ください。

テーマには、「ため池の未来を考える～「安心」と「ワクワク」あふれるため池を目指して～」とされ、ため池が持つ安定した農業用水の供給や災害に備えた対策など、安心を支える役割を確認するとともに、環境保全や利活用の工夫といったわくわくする取組にも目を向けます。

農林水産省による情勢報告や有識者による事例発表に加え、岐阜県内のため池を実際に訪れる現地研修会も予定されています。

ちなみに、事例発表では私の地元、中津川市ＮＰＯ法人防災士なかつがわ会のメンバーによる発表も予定されているところであります。

また、予定されている現地研修会は、揖斐川町の谷汲池から関ケ原古戦場記念館を巡る柿コースと、恵那市の打杭ため池から馬籠宿を訪れる栗コースの二コースが設けられ、岐阜の豊かな自然、歴史、文化とため池の関わりを全国から集う参加者に、直接体感していただける内容が組み込まれております。

さらに、フォーラム本会場となるじゅうろくプラザに加え、ＪＲ岐阜駅北口の信長ゆめ広場をサテライト会場として設け、ため池を知り守る、ため池の恵みを楽しむ、農業を守り楽しむの三テーマの下、農業用水で育まれた県産農産物の販売や獣害対策から得られたジビエの提供など、参加者の皆さんをはじめ、県民皆様にも、気軽にため池と農業の魅力に触れられる場も設けられていると聞き及んでおります。

ぜひ県を挙げてこのフォーラムを盛り上げ、岐阜県のため池行政を全国に力強く発信していただき、大会の大成功を導いていただきたいと期待をいたしております。

そこで、農政部長にお伺いをいたします。第二十八回全国ため池フォーラムｉｎぎふの開催を通じ、本県のため池の防災対策を中心とした取組を今後どのように進めていかれるのか、お考えをお伺いいたします。

時間の関係で、以上で質問を締めくくります。御清聴、誠にありがとうございました。

（拍　手）

○副議長（長屋光征君）　知事　江崎禎英君。

〔知事　江崎禎英君登壇〕

○知事（江崎禎英君）　私には、岐阜みどり農業認定制度の推進についてお尋ねをいただきました。

現在、農産物に対する消費者のニーズは、求めやすい価格だけでなく、議員御指摘のとおり安全・安心や環境への配慮といった観点を重視する傾向にあり、こうした消費者ニーズを的確に捉えて、県内農産物の販売促進につなげる地消地産の取組が求められています。

従来の地産地消は、地元で作ったものを地元で食べようという運動ですけれども、そうではなくて、地元の消費者が求めるものを地元で作ろうという大きな哲学の転換だと思いますけれども、これを推進していくことが必要だと考えております。

このため、県では、消費者に分かりやすく、農業者が取り組みやすい本県独自の岐阜みどり農業認定制度を創設し、まさに本日十月一日から運用を開始したところでございます。

この制度は、環境への配慮と安全・安心な農産物の生産、さらには持続可能な経営の実現に向けた農業者の取組、これを認定するものであり、農業者の取組を見える化することで、その価値が販売者や消費者に正しく伝わり、県内農産物の販売促進、ひいては県内農業者の収益増加につなげることを目指すものでございます。

具体的には、まず生産面におきまして、誰もが取り組める環境調和型農業の実践に向けて、農業技術センター内に新たな研修拠点、岐阜みどりのアグリベース、これを設置いたしまして、研修や見学会を通じて堆肥による土作りや減農薬技術の普及を進めてまいります。

加えて、温室効果ガスの排出削減や、農業用プラスチックの使用抑制などの技術について、現地実証を通じて広く普及するとともに、必要な資材や機械の導入などを支援してまいります。

また、認定の申請時には、農業者が生産工程管理を自己点検することとなっておりますが、認定後には、ぎふ清流ＧＡＰ推進センターによる取組状況の確認と助言、指導を通じて継続的な改善活動を促し、食品安全管

理や環境保全、労働安全などにつなげてまいります。

販売面におきましては、今申し上げました地消地産の取組に賛同し、認定農産物を取り扱う販売店や飲食店、流通事業者を対象としたぎふ楽しい農業パートナー、こうした制度を創設しましたが、これをこの秋からスタートさせます。登録店舗の拡大を図ってまいります。

こうした取組を消費者に分かりやすくするＰＲために、今般、県内の高校生からアイデアを募集したロゴマークを活用いたしまして、販売店に認定農産物の常設コーナーを設置するとともに、量販店などでの販売フェア、飲食店でのメニューフェアなどを開催してまいります。

さらに、ＳＮＳによる情報発信などの消費拡大キャンペーンを展開し、消費者の認知度向上と認定農産物の販売促進に努めてまいります。

今後は、本認定制度の普及を通じて、岐阜県産の農産物の価値を高めるとともに、環境に優しい農業に挑戦するなら岐阜県というメッセージを全国に向けて発信してまいります。

○副議長（長屋光征君）　農政部長　堀　智考君。

〔農政部長　堀　智考君登壇〕

○農政部長（堀　智考君）　農業用ため池の防災対策について、お答えいたします。

農業用ため池は、農業用水の安定供給を支える重要な施設でありますが、老朽化による貯水機能の低下に加え、大雨や地震などにより決壊した際には下流域で大きな被害の発生が想定されます。

このため、ハード対策として耐震性などを調査し、堤体の漏水対策や補強などの改修工事を進めるとともに、利用されなくなったため池の廃止を進めているところでございます。

また、ソフト対策では、全ての防災重点農業用ため池で浸水想定区域図を作成するとともに、全国に先駆けてタイムラインを盛り込んだ防災計画を策定し、住民参加による災害図上訓練を実施しているところです。

こうした中で、十一月五日に本県で初めて開催しますため池フォーラムにおきましては、これらの先進的な防災対策を全国に発信してまいります。また、高校生による環境研究の事例発表などを通じて、ため池が持つ環境学習の場や地域住民の憩いの場といった多面的機能への理解を深め、適切な保全管理の推進につなげてまいります。

†††††††